

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
1	24	1 障害理解を深め共に生きる社会の実現	1 心のバリアフリーの推進	① 啓発活動の実施による障害への理解の促進	関係機関と連携し、地域住民、ボランティア団体、障害者団体等幅広い層の参加者による理解促進・啓発活動を実施し、市民に対し障害や障害者福祉についての関心と理解の促進・啓発を図ります。 発達障害、精神障害、知的障害に関しては、外見からは障害があると分かりづらいため、その特性について一層の理解促進が必要です。	社会福祉協議会では、障害者週間を中心に障害者福祉啓発セミナーを開催しました。共生社会の実現を意識したテーマとし、市民や障害者団体、ボランティア団体、教育関係者、福祉関係者等を対象に、障害に対する理解促進を図りました。前年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン参加も導入しました。	理解促進・啓発セミナー参加者数 H25: 45人 H26: 39人 H27: 47人 H28: 開催なし H29: 開催なし H30: 開催なし R01: 開催なし R02: 開催なし R03: 開催なし  啓発セミナー参加者数 H24: 130人、H25: 150人 H26: 113人、H27: 84人 H28: 80人、H29: 70人 H30: 73人、R01: 52人 R02: 56人(Web参加者含) R03: 65人(Web参加者含)	多種多様である障害を啓発することで、「障害」ではなく、「個人」としての捉え方を理解促進できるようなテーマ、講師を選定する必要があります。 新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策を行った上で、多くの市民に参加してもらえよう内容の工夫や開催を周知する必要があります。	継続して、内容や啓発方法等を工夫します。	B
2	24	現 1 障害理解を深め共に生きる社会の実	1 心のバリアフリーの推進	② 学校教育等における福祉教育の促進	障害や障害のある人についての正しい理解と認識を深めるため、研修会等の開催により、教職員等への啓発を図ります。	【人権教育の充実】 障害や障害のある人についての正しい理解と認識を深めることも含めた防府市教委主催の人権教育研修会を開催し、教職員等への啓発を図りました。  【特別支援教育の充実】 特別支援教育に関する市教委主催の研修会、学校支援員対象の特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する市教委主催の研修会を開催し、教職員等への啓発を図りました。	人権教育研修会の開催回数 H23~R2 毎年度3回開催 人権主任研修会(年間2回)の参加人数 H29 29人 H30 29人 R01 29人 R02 29人 R03 29人 新規採用・転入教職員人権教育研修会(年間1回)の参加人数 H29 110人 H30 109人 R01 115人 R02 中止 R03 29人	教職員の、人権課題に対する正しい知識理解と、人権意識の更なる醸成が求められます。	障害のある児童生徒、また障害の可能性のある児童生徒、特別な教育的支援の必要な児童生徒への対応のしかたについて研修を実施することにより、多くの教職員が障害者もしくは特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する共通の理解を深めます。また、障害者の権利に関する条約等、正しい知識理解を身に付け、学校における合理的配慮の提供等について、適切に対応できるようにします。	B
3	25	の 1 実 障害理解を深め共に生きる社会	1 心のバリアフリーの推進	進 ② 学校教育等における福祉教育の	小・中学校において、障害の正しい理解を更に深めるため、特別支援学校や特別支援学級との交流を継続して実施します。	【交流学习の推進】 防府総合支援学校に在籍する児童生徒と市内小中学校児童生徒との交流学习を実施しました。また、特別支援学級に在籍している児童生徒が通常学級生徒と交流学习を進め、校内におけるインクルーシブ教育システムを推進しました。 更に、市内の特別支援学級に在籍する児童生徒と防府総合支援学校に在籍する児童生徒が合同で実施している、「スポーツ交歓会」は、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。	H24~H29 R01 スポーツ交歓会年1回 卒業生を送る会年1回 学習発表会年1回 H30 スポーツ交歓会 悪天候により中止 卒業生を送る会年1回 学習発表会年1回 居住地交流 希望により随時実施 R02 スポーツ交流会 コロナの影響で中止 居住地交流 対面でない形で随時実施 R03 スポーツ交流会 コロナの影響で中止 居住地交流 希望により随時実施	交流及び共同学習のさらなる充実により、特別支援学校または特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒の交流を深め、心のバリアフリーをさらに推進していくことが必要です。	それぞれの学校の行事をすり合わせ、交流時間が十分確保できるように、行事の見直しを検討します。また、障害者への理解をより一層深めるために、障害のある児童生徒とない児童生徒の関わりが促進される学習活動を設定します。	B
4	25	き 1 障害社会理解の解を現を深め共に生	進 1 心のバリアフリーの推	社 ② 教 育 校 育 教 育 校 育 進 等 に お け る 福	市民を対象とした研修会や講演会の開催、DVD等の貸し出しにより、障害に対する社会の理解を深めるとともに、地域住民への啓発・広報を行います。	人権学習室では、障害のある人の人権が尊重されるよう、障害のある人に対する正しい理解と人権意識の高揚を図るため、地域や学校からの要請に沿って、障害者問題等に関する学習会への人権学習指導員の派遣や、人権啓発ビデオ等の貸出などの支援を行いました。	障害者問題をテーマとした市民セミナーの開催 H24: 1回、H25: 1回 H26: 1回、H27: 0回 H28: 1回、H29: 0回 H30: 0回、R01: 0回 R02: 1回、R03: 0回	山口県人権推進指針の16の分野別課題について、人権学習を行う必要があり、障害者問題を毎年取り上げることは困難です。	引き続き、人権学習指導員の派遣や人権啓発ビデオの貸出等、積極的に支援します。 また、要望等あれば障害者問題をテーマとして、人権学習講演会や市民セミナーを開催します。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
5	25	社1 会障 害実 現解 を深 め共 に生 きる	1 心 の バ リ ア フ リ ー の 推 進	③ あ い サ ポ ー ト 運 動 の 推 進	県が推進している「あいサポート運動」について、市広報やホームページ等により市民や市内の企業に周知し、運動への理解促進を図ります。	ポスターを掲示することで、制度の周知と啓発を行いました。 毎年度、市職員等を対象にあいサポーター研修を行い、あいサポーターの養成を行っていましたが、令和3年度はコロナ対策のため中止しました。	ポスター掲示 市職員研修（あいサポーター研修） H28：受講者60名 H29：受講者60名 H29：受講者60名 H30：受講者70名 R01：受講者70名 R02：受講者23名 R03：中止（コロナ対策のため）	誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現のため、引き続き制度の周知と啓発、あいサポーター養成のための研修実施が必要です。	支援を必要とすることを表す「サポートマーク」の普及と、支援者である「あいサポーター」の養成に努め、制度の周知を図ります。 「あいサポートの企業・団体」として、これからも地域共生社会の実現に取り組みます。	C
6	25	1 障 害 理 解 を 深 め 共 に 生 き る 社 会 の 実 現	1 心 の バ リ ア フ リ ー の 推 進	③ あ い サ ポ ー ト 運 動 の 推 進	障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク」や「ヘルプマーク」の普及に努めます。	外見からは配慮や援助が必要だと分からない人のために、ヘルプマークの配布を継続実施。ポスター設置などで周知をし、幅広い市民の方に知ってもらえるよう努めました。	理解促進・啓発セミナー受講者数 (No.1参照) H25 セミナー開催 「発達が気になる子どもへの関わり」 H26 ・セミナー開催 「発達が気になる子どもへの関わり」 ・子どもの発達に関するリーフレットを作成 H27 ・セミナー開催 「知的障がいで御存知ですか？」 ・障害者差別解消法に関するリーフレットを作成 H28 障害者差別解消法に関するリーフレットを作成 H29 各種障害者マークの周知 H30 ・ヘルプマーク配付開始 (H30配付件数：9件) ・ヘルプマークの周知（市広報、ラジオ） R01 ヘルプマーク配布件数：78件 R02 ヘルプマーク配布件数：45件 R03 ヘルプマーク配布件数：27件	ヘルプマークについて、一般市民への知名度が低いため、配布件数を増やすと同時に、周知活動も継続して努める必要があります。	障害のある人や障害に関する理解を深めるために、障害のある人や障害に対する理解促進・啓発を図ります。	B
7	26	現1 障 害 理 解 を 深 め 共 に 生 き る 社 会 の 実	2 権 利 擁 護 の 推 進	① 地 域 福 祉 権 利 擁 護 事 業 の 周 知 ・ 活 用	防府市社会福祉協議会では、自己決定能力の低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、重要書類預かりサービス等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。民法の成年後見制度を補完する仕組みとして制度化されたこの事業について、防府市社会福祉協議会と連携し、周知や活用を図ります。	判断能力が不十分で日常生活に不安を抱えた方が安心して生活できるよう、潜在的ニーズを発掘し、関係機関と連携しながら本人の意志を尊重しながら支援を行いました。また、昨年同様に新型コロナウイルス感染症防止等対応を図ることで、従前どおりの直接支援を行うことができました。社協だよりやホームページに事業内容を掲載して啓発を図りました。	権利擁護事業申請人数 H24：9人、H25：3人 H26：6人、H27：14人 H28：11人、H29：17人 H30：9人、R01：11人 R02：8人、R03：8人	支援を必要としている人が、地域福祉権利擁護事業を利用しやすいように、福祉関係機関等への更なる事業の周知を行う必要があると感じています。 また、利用者への相談、助言や預金等の払戻しなどを行う生活支援員が不足しています。	社協だよりやホームページへ掲載することで幅広く周知し、福祉関係者が集まる研修会等で説明して事業の充実を図ります。 また、新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながら生活支援員の増員及び資質向上を図ります。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
8	26	1 障害理解の解を深め共に生	2 権利擁護の推進	活② 成年後見制度の周知・活用	防府市成年後見センターを設置し、成年後見制度についての広報や相談機能を充実します。市、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉会などの専門職団体との連携を図り効果的な運営に努めます。	社協だよりやホームページで周知を図りました。被後見人の死亡により、後見人としての受任は1人減となりましたが、保佐人として新たに1人を受任しました。年度末時点で後見人として3人、保佐人として3人受任しています。 成年後見制度利用促進中核機関として、防府市成年後見センターを開設し、市民や福祉関係者等からの相談を受けて支援調整を行いました。また、相談件数は293件となっています。	法人成年後見受任数 （平成25年度～受任開始） H25：1人 H26：2人 H27：2人 保佐1人 終了1人 H28：0人 H29：0人 終了1人 H30：1人 R01：0人 R02：2人 保佐1人 終了1人 R03：1人 保佐1人 終了1人	成年後見制度について、継続的に周知が必要でです。	社協だよりやホームページへの掲載や、市民セミナーを開催して周知を図ります。また、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。 市民後見制度については、今後も議論を重ね、周知と在り方について検討していきます。	B
9	26	1 障害理解を深め共に生きる社会の実現	2 権利擁護の推進	② 成年後見制度の周知・活用	成年後見制度による支援を必要とする障害のある人で、申立てを行う親族がいない人には市が申し立てを行います。また、制度の利用に必要な経費負担が困難な人には、費用の一部助成を行い、成年後見制度の利用に向けた支援を図ります。	各種障害福祉制度を紹介する、市民向けの冊子「障害者福祉の概要」等で市民への周知を図っています。	【成年後見制度利用支援実績】 H24：1人（後見人報酬助成） H25：3人（申立保管金助成1人、申立及び申立費用助成1人、申立のみ1人） H26：2人（申立及び申立費用助成、費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求） H27：3人（申立及び申立費用助成、費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求） H28：7人（申立及び申立費用助成、費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求） H29：2人（申立及び申立費用助成、費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求） H30：0人 R01：4人（後見人報酬助成2人、申立及び申立費用助成2人※費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求） R02：3人（後見人報酬助成1人、申立及び申立費用助成2人※費用に関しては裁判所決定により本人に返還請求） R03：2人（後見人報酬助成2人）	多くの人に知ってもらえるよう周知に力を入れる必要があります。	引き続き、制度の周知及び活用を図ります。	B
10	27	1 障害理解を深め共に生	2 権利擁護の推進	知② 成年後見制度の周知	市社会福祉協議会の法人成年後見受任体制を支援します。また、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成及び支援を行います。	防府市成年後見センターを設置し、成年後見制度についての広報や相談機能の強化に努めました。また、利用者の支援方針について会議を開き、関係機関（法律実務者を含む）と協議を行いました。さらに、市広報や市のホームページ等で市民への周知を図っています。	防府市成年後見センター相談件数 R03：293人  R03 成年後見センター運営協議会の開催 1回（書面） 支援方針会議の開催 1回 市広報による周知 1回	制度の利用を促進するために、住民や福祉関係者へ周知・啓発するとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。	住民が円滑に制度を利用できるように、相談支援体制の強化に努めるとともに、引き続き制度の周知及び活用を図ります。	B
11	27	1 障害理解を深め共に生きる社会の実現	2 権利擁護の推進	用③ 福祉サービス運営適正委員会の周知・活用	社会福祉事業の経営者は、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。それでも解決が困難な事例に備え、山口県社会福祉協議会に苦情解決のための福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、この制度の周知や活用を図ります。	福祉サービス利用者がより良いサービスが受けられるように気軽に相談できるようパンフレット等を活用して普及・啓発に努めました。福祉サービス利用者との契約時には、苦情相談について周知しました。	H27：苦情相談件数なし H28：苦情相談件数なし H29：苦情相談件数なし H30：苦情相談件数なし R01：苦情相談件数なし R02：苦情相談件数なし R03：苦情相談件数なし	福祉サービスに関する苦情の相談先等について周知が十分されていません。	引き続き、パンフレット等を活用して利用者への周知を図ります。	C

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
12	27	き1 障害 社会 理解 の解 明を 深め 共に 生	2 権 利 擁 護 の 推 進	実④ ・虐 待 化 防 止 へ の 取 組 の 充	養護者・障害者福祉施設従事者・使用者（事業主または事業の経営担当者等）による虐待を受けたとの届出や虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人からの通報が防府市障害者虐待防止センターにあった場合は、速やかに事実確認をし、対応についての協議を行います。また、虐待防止に関する啓発活動の推進と相談窓口の周知を行います。	障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しており、虐待相談の受付や対応を行いました。また制度や窓口の周知のため、ホームページ等での周知を図りました。 協議会では、虐待防止センターの相談受付状況や対応状況、障害者差別解消法についての取組状況の報告を行いました。	虐待通報件数（平成24年10月～） H25：7件、H26：6件 H27：17件、H28：28件 H29：19件、H30：9件 R01：5件、R02：9件 R03：10件	通報では養護者による虐待、次いで施設従事者による虐待が多くありました。 養護者による虐待は、分離する等の対応をしましたが、関係機関による支援をしながら経過観察するケースもあります。支援者で連携しながら継続対応する必要があります。 施設従事者については、職員の研修等の体制、利用者への研修等の取り組みが大切です。協議会（研修部会）等で研修を行い、各事業所で意識して取り組む必要があります。	関係機関と連携をしながら、通告内容を確認したり、その後の支援を連携して行うよう努めます。 また関係機関が虐待防止について意識し取り組めるよう、研修等を行います。 障害福祉課内に設置した障害者虐待防止センターで、相談の受付や対応を行っていることについて、ホームページ等で周知を図ります。	B
13	28	1 障 害 理 解 を 深 め 共 に 生 き る 社 会 の 実 現	3 地 域 で の 支 え 合 い の 推 進	① 地 域 で 支 え る 取 組 の 充 実 ・ 強 化	「防府市地域福祉計画」及び「防府市地域福祉活動計画」に基づき、関係機関と連携し、障害のある人の在宅生活を地域で支える取組を充実・強化します。	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の一環として、聴覚障害者や視覚障害者の意思疎通支援を行うことができる技術を習得した、点訳奉仕員の養成事業を支援団体等に委託して実施しました。また、音声訳ボランティア、手話ボランティア、点字ボランティア、要約筆記ボランティア養成講座を開催する市社協に対し、費用の助成を行いました。	手話奉仕員養成講座受講者数 H24：入門 12人・基礎 12人 H25：入門 17人・基礎 16人 H26：入門 7人・基礎 7人 H27：入門 22人・基礎 20人 H28：入門 12人・基礎 10人 H29：入門 25人・基礎 22人 H30：19人 R1:18人 R02：新型コロナウイルス感染防止の為中止 R03：19人 要約筆記奉仕員（23・24年度）要約筆記者（25年度～）養成講座受講者数 H24：4人、H25：5人、H26：10人 H27：2人、H28：3人、H29：4人 H30：3人、R01：2人、R2：隔年ごとに開催の為、実施なし R03：新型コロナウイルス感染防止の為中止 点訳奉仕員養成講座受講者数 H24：6人、H25：6人、H26：3人 H27：8人、H28：11人、H29：4人 H30：4人、R01:9人、R2：6人 R03：3人	今後も受講者を増やす取り組みを行っていく必要があります。	多くの市民が関心をもち、受講する人が増加するよう、市民や事業者に対し、ホームページや市広報等を活用し周知を進めます。	B
14	28	現1 障 害 理 解 を 深 め 共 に 生 き る 社 会 の 実	3 地 域 で の 支 え 合 い の 推 進	② ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 等 へ の 支 援	ボランティア活動等がより活発に行われるよう、防府市社会福祉協議会と防府市市民活動支援センターの連携を促進し、ボランティア活動等に関する相談、情報提供、人材育成、ネットワークづくり等のソフト面と会議室等の活動の場の提供や器材の提供等ハード面の両面から、市民活動団体やボランティア活動団体の自主性・主体性を尊重しながら支援していきます。	登録団体などからのボランティア募集情報を、市民活動支援センターのホームページや館内に掲示したり、ボランティア登録者へのメール配信をするなどして周知し、ボランティアとのマッチングを行いました。 ボランティアの個人登録もマッチング事例も増加傾向にあり、ボランティア活動団体への支援を、市社協等、他の組織や団体とも連携して行いました。	ボランティアマッチング制度実績 登録数：個人33人、団体：2団体 マッチング数：74回 マッチング人数：延べ290人	情報を必要とする人に適切な情報提供を行うとともに、ボランティア活動への参加希望者と団体とのマッチングを行うことが必要です。また、団体同士の連携や団体の基盤強化も課題のひとつです。	ボランティアに関心のある人材に対し、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供し、センターの利用促進を図ります。また、市民活動団体と市民とのマッチング制度の適切な運用を図ります。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
15	29	現1 障害理解を深め共に生きる社会の実	3 地域での支え合いの推進	③ ボランティア活動等への参加の促進	ボランティア活動等に関わることで、障害に対する正しい認識や障害のある人への理解が深まることから、ボランティア入門講座の開催やボランティアに関する情報の発信、ボランティア活動への参加希望者と活動団体を円滑につなぐ仕組みの整備等、世代や個人・企業を問わず、誰でも気軽にボランティア活動等に参加できるよう支援していきます。	ボランティア活動に関する情報は、引き続き、ボランティア協働情報誌「まなぼら」、市広報、社協広報紙「社協だより防府」、ホームページ等でボランティア活動に関する情報や学習の機会を提供しました。 また、市内小学校やふれあい・いきいきサロン等で福祉教育の周知を行い、障害がある方の理解が深まるよう学習の機会を提供しました。	市ボランティアへの年度末登録者数 H25:1,643人、H26:1,675人 H27:1,667人、H28:1,558人 H29:1,565人、H30:1,560人 R01:1,570人、R02:1,578人 R03:1,294人	引き続き、誰もが気軽にボランティアコーナーで交流を図れるように啓発していくとともに、継続的に利用してもらえるように内容を工夫していく必要があります。	ボランティア協働情報誌「まなぼら」やホームページ等で周知に努めます。	B
16	29	社1 障害理解を深め共に生きる	3 地域での支え合いの推進	加③ ボランティア活動等への参加の促進	障害のある人が主体的に様々な活動が行えるようボランティア活動等に参加しやすい環境を整備するため、ボランティアに関する情報の発信や希望者への相談、コーディネートを行い、活動への参加を支援します。	週2回ボランティアアドバイザーを設置して、ボランティア及びボランティアに関心がある人に対し、情報提供及び相談に応じるとともに、ボランティア同士の気軽な交流の場を提供しました。 また、広報紙に取り組み状況を掲載し、周知を図りました。 (1) 開設曜日・時間 月・金 13時～16時 (2) 開設場所 ボランティアコーナー (文化福祉会館2階16号室)	ボランティアコーナー開設日数 H25:86日、H26:87日 H27:87日、H28:86日 H29:83日、H30:74日 R01:63日、R02:44日 R03:35日 延来場者数 H25:588人、H26:625人 H27:521人、H28:463人 H29:531人、H30:527人 R01:360人、R02:200人 R03:185人	誰もが気軽にボランティアコーナーで交流を図れるように啓発していくとともに、継続的に利用してもらえるように内容を工夫していく必要があります。	引き続き、誰もが気軽にボランティアコーナーを利用しやすくなるように活動の周知方法を工夫していく必要があります。	B
17	29	現1 障害理解を深め共に生きる社会の実	3 地域での支え合いの推進	④ 「福祉の輪づくり運動」の推進	障害のある人や高齢者等の在宅生活を地域で支えるため、防府市社会福祉協議会が行っている「福祉の輪づくり運動」を更に進めるとともに、地区社会福祉協議会や福祉員、友愛訪問グループ員の活動を広く周知し、活動への参加を促進します。	高齢者等を中心に消費者トラブルが増加し内容も悪質かつ深刻化している。そこで従来の見守り活動に加え、新たな関係機関(山口県環境生活部県民生活課消費生活センターや防府市総合政策部広報広聴課)との連携の強化を図った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナーは中止としたが、参加予定者に資料を配布した。	防府市地域福祉(福祉の輪づくり運動)推進セミナー参加者数 H24:105人 H25:155人 H26:80人(定員60人) H27:80人 H28:126人 H29:350人 H30:147人 R01:130人 R02:46人(Web参加者含) R03:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	地域での課題が、児童、障害者、高齢者、ひとり親、引きこもり等多岐に及ぶため、引き続き地域の状況を把握し、そのときの地域課題合ったテーマで継続的にセミナーを行うことが必要です。	継続して、共生社会について認識を深めることができる内容となるよう検討します。	C
18	29	き1 障害理解を深め共に生	進3 地域での支え合いの推	動④ 「福祉の輪づくり運動」の推進	企業ボランティア活動促進モデル事業所にボランティア活動や講習会等を周知し、活動への参加を促進します。	社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行う企業を企業ボランティアモデル事業所として指定しており、ボランティア情報等を提供しました。令和3年度は、3団体が指定を受けました。	12団体(内、令和3年度指定は3団体)	企業ボランティアモデル事業所を企業、団体及び市民に周知し、企業のボランティア活動を促進する必要があります。	引き続き広報紙等で周知するとともに、連携を図っていきます。	A

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
19	29	現 1 障害理解を深め共に生きる社会の実	3 地域での支え合いの推進	⑤ 自発的な取組への支援	障害のある人やその家族、地域住民等によるピアサポート等の自発的な取組について、費用の一部を助成し、活動を支援します。	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者・障害児本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体を募集しましたが、令和3年度は申請する団体がありませんでした。	自発的活動支援補助金交付団体数 H28：1団体 H29：0団体 H30：0団体 R01：0団体 R02：0団体 R03：0団体	補助金を申請する団体が少ないため、自発的取組の具体的な事例による周知が必要です。	事業の周知に力を入れるとともに、申請しやすい事業になるよう検討します。市広報で募集します。	C
20	30	現 2 障害理解を深め共に生きる社会の実	4 障害者差別解消法への取組	① 市としての取組	差別解消への取組を推進するため、国の基本方針に即して、市職員の対応要領を定め、市職員を対象に説明会を開催し、制度や対応要領を周知するとともに、差別解消への取組について徹底を図ります。	市職員対応要領及び配慮マニュアルについて、引き続き全職員に周知しています。 毎年度、市職員を対象に、法制度や職員対応要領の解説等の研修会を行っていましたが、令和3年度はコロナ対策のため中止しました。	市職員研修（あいさポーター研修と併せて実施） H28：新規採用職員、学校事務職員、管理職職員 H29：新規採用職員、管理職職員 H30：新規採用職員、管理職職員 R01：新規採用職員、管理職職員 R02：新規採用職員 R03：中止（コロナ対策のため）	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、市職員の理解を深める必要があります。	各課の窓口等で実際に行った配慮を取り入れ、より実態に即した対応要領やマニュアルになるよう随時改訂を行い、全職員に周知します。 全職員が、制度を正しく理解し取り組むよう研修を実施します	C
21	30	会 1 現 1 障害理解を深め共に生きる社会の実	消 4 法 4 障 障 害 害 者 者 取 取 差 差 別 別 解 解	組 ① 市としての取	障害のある人に対し、市役所の各種窓口において、合理的配慮を行います。	市役所や公民館等で適切な合理的配慮を行えるよう、引き続きコミュニケーション支援ボードを各窓口に設置しています。		障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、市職員の理解を深める必要があります。	障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、今後も継続して市職員の理解が深まるよう職員研修の実施等に取り組めます。	B
22	30	現 1 障害理解を深め共に生きる社会の実	4 障害者差別解消法への取組	① 市としての取組	市が主催するイベントにおいては、障害のある人に配慮し、手話通訳者及び要約筆記者の配置や、車椅子に配慮したスロープの設置等を行います。	「窓口等における障害者への配慮マニュアル」により、市民を対象とした会議・講演会・イベント等を開催する場合は、障害のある人の参加を念頭におき、手話通訳者及び要約筆記者の配置や、車椅子に配慮したスロープの設置等を行うよう周知しました。		福祉関連に限らず、あらゆるイベント等において、障害のある人の参加を念頭においた対応が必要であることについて、市職員の理解を深める必要があります。	引き続き、「窓口等における障害者への配慮マニュアル」等を活用し、市職員への周知を行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
23	30	1 障害理解を深め共に生きる社会の実現	4 障害者差別解消法への取組	応② 障害者差別に関する相談・苦情への対応	市民からの障害者差別に関する相談や苦情の受付窓口を市役所障害福祉課に設置しています。受け付けた相談・苦情については、解決に向けて、市全体で対応を行うとともに、県や支援関係機関との連携を図ります。	市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付窓口を障害福祉課に設置しています。併せて、ホームページや市広報、リーフレット等により、受付窓口の設置について周知を行いました。	市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付件数 H28：0件 H29：1件 H30：0件 R01：1件 R02：1件 R03：0件	障害者差別に関する相談・苦情の受付窓口について、より一層周知する必要があります。	引き続き、ホームページ等により、受付窓口の設置についての周知を行います。	B
24	31	1 障害理解を深め共に生きる社会の実現	4 障害者差別解消法への取組	促③ 進市・民や啓発企業活動等に対する法の趣旨の周知及び取組についての理解	障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設、医療機関等に対し、市広報やホームページ等により、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。	市広報や市ホームページへの関連記事の掲載、ポスター配布やリーフレット設置等により、制度の周知と啓発を行いました。また、市内各事業者に障害についての理解を深めていただくため、リーフレットを送付し、周知・啓発及び取組への協力を依頼しました。	【市広報】 H29：6/15号「合理的配慮の提供」 12/15号「社会的障壁」 H30：6/15号「障害者差別解消法」 12/15号「障害者差別解消法」 R01：7/15号「障害者差別解消法」 R02：12/1号「障害者週間」 R03：12/1号「障害者週間」 【ホームページ】 障害を理由とする差別に関する相談窓口一覧 【リーフレット作成・送付】 H29：58事業所へ送付 R01：59事業所へ送付 R02：61事業所へ送付 R03：61事業所へ送付	引き続き、障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、市民や事業所等の理解を深めるための周知が必要です。	引き続き市民や事業所等に対して、制度の周知や理解の促進・啓発を図ります。	B
25	32	援2 地域生活の支	の1 充実支援体制	の① 充実支援体制	障害のある人や家族の抱える問題に対して、相談支援事業所等で総合的な相談支援を行い、様々な状況にある相談者が、相談することができる体制の充実を図ります。	市の窓口で障害に関する各種相談に対応しました。また、3事業所（防府市障害者生活支援センター、クローバーセンター、ゆめサポート相談所）に障害のある人やその家族等への相談支援を委託し、対応しました。	委託相談支援事業所数 H24：2箇所、H25：3箇所 H26：3箇所、H27：3箇所 H28：3箇所、H29：3箇所 H30：3箇所、R01：3箇所 R02：3箇所、R03：3箇所	各相談員が、多くの相談支援ケースを抱えており、新規の相談への即時対応が困難な場合があります。	引き続き、協議会等において、人員体制や地域との連携について相談支援機関と協議を行い、体制の充実を図ります。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
26	32	2 地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実	地域で生活する障害のある人のニーズに対応できるように、身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置し、相談員や民生委員・児童委員等との連携を強化するとともに、相談員が、気軽に安心して相談することができる体制の充実を図ります。	障害者・障害児本人やその家族等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障害のある人の福祉の増進を図りました。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員については、相談員としての必要な知識の習得とともに相談活動の円滑な推進のため、山口県身体障害者団体連合会が毎年開催する相談員研修会には、コロナの感染防止を考慮し、参加を見送りました。防府市障害者生活支援センターにおいては、ピアカウンセラーを設置しており、障害者自身がカウンセラーとなって、生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行いました。	身体障害者相談員数 H24：15人、H25：14人 H26：13人、H27：12人 H28：11人、H29：11人 H30：10人、R01：9人、R02：9人 R03：9人 知的障害者相談員数 H24：3人、H25：3人 H26：3人、H27：3人 H28：3人、H29：3人 H30：3人、R01：3人、R02：3人 R03：3人	相談員の高齢化や、体調悪化等を理由に、辞退の申し出が増えています。	各障害者団体に新しい相談員の推薦を呼び掛ける必要があります。また、研修会への参加率をあげる為に、マイクロバスの手配など検討する必要があります。	B
27	32	2 地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	策② 地域の関係者による相談支援ネットワークの構築	療育、教育、子育て、就労、介護、ひきこもり等の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な相談支援が行われるよう、地域総合支援協議会の機能を十分に活用し、行政機関、各相談機関、サービス事業者等が連携し、一体的かつ継続的な支援を行います。	協議会の各部会、サービス調整会議等を開催し、問題点や課題を協議し、協議した内容を運営会議等に加え、協議会全体で情報を共有し、支援を行いました。	サービス調整会議の開催回数 H24：12回、H25：12回 H26：12回、H27：6回 H28：6回、H29：6回 H30：6回、R01：5回 R02：5回、R03：3回	コロナ禍で開催回数が減少しています。オンライン会議等も少しずつ導入し始めているが、相談員同士、部会員同士、関係者での情報共有、協議の時間が減少しました。	オンライン会議等も活用しつつ、感染対策を図りながら、協議会の部会や運営会議等を通常通り開催していけるよう検討していく。引き続きネットワーク構築の必要性について周知を図ります。	B
28	33	2 地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	策② 地域の関係者による相談支援ネットワークの構築	市民に対し発達障害に関する理解促進・啓発を図り、発達障害の早期発見や成長段階に応じた適切な相談支援が行われるよう、防府市児童発達支援センター、山口県発達障害者支援センターや医療関係機関との連携を図り、支援体制の強化・充実を図ります。	障害福祉課では、成長段階に応じて、子どもの成長に不安を感じている場合や発達障害が疑われる子どもの保護者等に市役所の各関係窓口が相談業務を行い、必要に応じて、他課や学校、医療機関等を紹介したうえで、連携して継続的支援体制の充実を図りました。 こども相談室では、0歳から18歳未満の児童に関する相談を受け付けました。その相談内容の中に、子どもの発達や行動が気になるというものがあり、保護者から電話や来所により相談を受け、加えて相談内容により他課や他機関を紹介したり、継続支援を行いました。	理解促進・啓発セミナー参加者数 (No.1参照)	地域全体で発達障害に関する理解・促進につながるよう、より多くの人に周知を図る取組が必要です。選択肢の一つとしてセミナーの開催が必要とされる。	引き続き市広報やSNS（ソーシャルネットワークサービス）、公共施設でのポスター掲示など、幅広い世代に情報を発信し、関心を持ってもらい、理解促進や啓発に努めます。	B



No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
29	33	2 地域生活の支援	1 相談支援体制の充実	③ 相談支援能力の向上	障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、研修会を開催する等、相談業務に関わる人やサービス事業所職員の資質を向上し、相談支援体制の強化・充実に努めます。	計画相談支援業務を行っている市内の7事業所が多様なケースについてどの事業所でも対応が可能になるよう、情報共有し、地域課題について話し合いを行いました。また、サービス事業所の職員の資質向上のための協議会の部会(研修部会及び子ども発達支援部会)での研修を行いました。コロナの影響により、開催回数が減少し、研修はオンラインで行いました。	研修部会主催の研修会開催回数 H24～H26: 毎年度3回 H27: 1回 H28: 1回 H29: 1回 H30: 1回 R01: 1回 R02: 1回 R03: 1回(オンライン研修) 子ども発達支援部会の定例会その他会議開催回数 H24～H25: 定例会 毎年度4回 H26: 定例会 2回 リーフレット作業部会 8回 H27: 定例会 5回 H28: 定例会 3回 H29: 定例会 4回 H30: 定例会 4回 R01: 定例会 4回 R02: 定例会 1回 R03: 定例会 1回(オンライン研修)	事業所職員の入れ替わりが多く、研修会等への参加が進んでいない状況です。また、コロナの影響で研修会の回数が減り、オンラインでの研修実施となりました。職員の資質向上、体制強化のための情報共有や、職員同士の連携がとりにくい状況となっています。	研修会等への参加を積極的に促し、事業所職員の資質向上を図るとともに、事業所・行政間の連携強化を図ります。 引き続きコロナ感染対先を取りながら、研修等を実施できるよう検討していく必要があります。	B
30	33	2 地域生活の支援	実1 相談支援体制の充実	知④ 相談支援機関の周知	市広報やホームページ等を活用し、市民への相談支援機関の周知を進め、利用の向上に努めます。また、障害のある人のニーズを早めに察知し、問題が困難化する前に解決を図ることができるよう、支援体制の更なる強化を図ります。	「障害者(児)施設資源マップ」を改訂するとともに、市広報や冊子「障害者福祉の概要」等で、相談支援機関について市民への周知を行いました。 また、障害のある人からの相談に対して、相談者のニーズに可能な限り応えつつ、適切なサービスの利用につながるよう、各相談支援機関と連携し対応しました。		各事業所のサービス変更や、新規事業所の設立等の適切な周知のため、施設資源マップやホームページ等の情報を随時更新する必要があります。	今後も引き続き、窓口での説明、ホームページ等を活用し、実際の相談につながるよう相談支援機関の周知を行うとともに、相談者のニーズに応えることができるよう、市と相談支援機関との連携強化に努めます。	B
31	34	2 地域生活の支援	実2 在宅サービス等の充実	① 在宅生活支援の充実	障害のある人が安心して在宅での生活を送ることができるよう、居宅サービス提供事業所や医療機関と連携しながら、障害の特性等に応じたきめ細かな生活支援サービスの提供を図ります。	サービスが必要な人に、申請、調査、審査、支給決定や相談支援事業所のプラン(サービス等利用計画)作成等の手続きが円滑に進むよう努めました。また、状況の変化に応じて随時、サービス担当者会議等を開催しきめ細やかな生活支援サービスを提供できるよう、相談支援機関やサービス提供事業所等と連携し支援しました。 コロナの影響により、短期入所の利用・見学がしにくい状況がありました。また、ヘルパー数が不足しており居宅介護、同行援護を希望するが希望する量のサービス利用できない人がいました。		可能な限り利用者のニーズに応えるよう支給決定を行っていますが、国が定める支給決定の基準により利用者の希望するとおりに支給決定できない場合があります。 また、コロナの影響により、短期入所の利用・見学がしにくい状況があります。また、ヘルパー数が不足しており居宅介護、同行援護を希望するが希望する量のサービス利用できない人がいました。	支給決定の基準の範囲内で利用者のニーズを把握した支給決定を行い、適切にサービスが提供されるよう努めます。 障害福祉サービス以外の地域資源等も活用しながら、在宅生活の支援をしていきます。	B
32	34	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	② 日中活動の場の充実	障害のある人が日中において安定した生活を営むことができるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等による支援を行います。	障害者・障害児本人やその家族の状況を相談受付時や訪問調査等で確認し、家庭の状況や障害内容等に基づき、サービスの支給決定を行いました。	生活介護利用者実績 H24: 293人、H25: 308人、H26: 327人、 H27: 333人、H28: 333人、H29: 322人、 H30: 349人、R01: 349人、R02: 354人、 R03: 362人 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型利用者実績 H24: 311人、H25: 320人、H26: 324人、 H27: 366人、H28: 356人、H29: 305人、 H30: 358人、R01: 352人、R02: 385人、 R03: 421人 生活訓練利用者実績 H24: 59人、H25: 55人、H26: 34人、 H27: 30人、H28: 33人、H29: 16人、 H30: 16人、R01: 17人、R02: 11人、 R03: 8人 児童発達支援・放課後等デイサービス利用者実績(24年度～) H24: 179人、H25: 204人、H26: 239人、 H27: 259人、H28: 295人、H29: 359人、 H30: 395人、R01: 459人、R02: 501人 R03: 475人	障害者・障害児本人やその家族からの利用のニーズは高いですが、障害福祉サービス事業所で受け入れられる人数には限度(定員)があり、希望のとおり利用ができない場合があります。	今後もサービスの利用を希望する障害者・障害児本人やその家族に対し、認定調査や国が規定する審査基準に基づき、適切なサービスの提供を受けることができるよう支給決定を行います。 また、新たな障害福祉サービス事業所の設置やサービス開始を予定する法人等の事前相談を受ける際には、本市の障害者・障害児本人やその家族のニーズやサービス提供状況を伝え、運営法人等が地域のニーズに合った施設設置や提供サービスに反映できるよう努めます。 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)については、家庭環境や学校での生活状況等をふまえ、各事業所等と連携して取り組むことができるよう努めます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
33	34	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	③ 外出支援の充実	福祉タクシー利用助成や自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得助成事業などの経済的支援制度を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。	<p>・以下の①～③のいずれかに該当し、希望する者について福祉タクシー利用券（1枚500円×50枚）を交付し、タクシー運賃の一部を助成しました。</p> <p>①身体障害者手帳1～3級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>また、①～③のいずれかに該当し、福祉タクシー利用券を希望しない人に、バス運賃助成券（1枚100円×96枚（年間最大））またはバス・タクシー運賃助成券（「バス1枚200円」または「タクシー1枚2割引」×48枚（年間最大））を交付し、バスまたはタクシー運賃の一部を助成しました。 ※高齢者等バス・タクシー運賃助成券と福祉タクシー利用券のいずれかの選択となります</p> <p>・身体障害者が、自ら運転するために行う自動車改造に要する費用の一部を助成しました。 ・障害者が自動車運転免許証を取得することに要する費用の一部を助成しました。</p>	<p>福祉タクシー利用券交付人数 H24：2,162人、H25：2,106人 H26：2,078人、H27：2,036人 H28：2,006人、H29：1,860人 H30：2,025人、R01：2,073人、R02：1,936人 R03：2,120人</p> <p>自動車改造費助成人数 H24：9人、H25：3人 H26：4人、H27：6人 H28：2人、H29：3人 H30：11人、R01：5人、R02：7人、R03：1人</p> <p>運転免許証取得費助成人数 H24：1人、H25：6人 H26：7人、H27：4人 H28：8人、H29：9人 H30：3人、R01：1人、R02：5人、R03：1人</p> <p>高齢者等バス・タクシー運賃助成券交付人数（うち福祉タクシー利用券の助成対象要件を満たしている人） H29：37人 H30：65人 R01：77人 R02：82人 R03：82人</p>	<p>福祉タクシー利用券の交付は、原則1人1冊ですが、障害が重く主な移動手段がタクシーしかないような人から、複数冊交付できないか相談されることも多く、制度の内容について丁寧な対応が求められます。</p> <p>タクシー運転手への制度周知が不足し、クレームが発生する、不正利用につながるケースが見られるため、タクシー会社への注意喚起と制度の徹底が課題です。</p> <p>また、自動車改造や運転免許取得助成については、制度の周知に努め、より多くの人が活用できるようにする必要があります。</p>	<p>引き続き各種助成を続け、手帳交付時には丁寧な説明を徹底することで、障害のある人の社会参加を促進します。</p> <p>また、制度の更なる周知についても、市広報やホームページ等を活用して進めます。</p> <p>福祉タクシー利用券については、適切な使用のため、契約しているタクシー会社への説明を徹底します。</p> <p>福祉タクシー利用券については、申請月による交付枚数の減数処理など取り扱いが変わる部分もあるので、利用者や事業所へ周知を徹底します。</p>	B
34	35	2 地域生活の支援	実2 在宅サービス等の充実	③ 外出支援の充実	障害等により屋外での移動が困難な人への外出のための支援を行う移動支援事業を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。	<p>地域生活支援事業の一環として実施している、屋外での移動が困難な障害者への移動支援では、対象者について、申請、調査、支給決定の手続が円滑に進むよう努め、事業を実施しました。</p>	<p>移動支援利用者人数 H24：88人、H25：79人 H26：87人、H27：95人 H28：77人、H29：68人 H30：61人、R01：54人、R02：13人 R03：101人</p>	<p>市内の利用できる事業所の数が少なく、現在支援を行っている事業所が事業をやめた場合、希望者が利用できない可能性があります。</p>	<p>事業所登録の要件を見直し、事業者の登録を促進します。</p>	B
35	35	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	③ 外出支援の充実	鉄道、バス、タクシー、船舶、飛行機等の運賃や有料道路通行料金の割引制度の周知を図ります。また、関係機関と連携し、地域住民のニーズや移動実態を踏まえた公共交通サービスの検討に努めます。	<p>鉄道、バス、タクシー運賃や有料道路通行料金の割引制度について、「障害者福祉の概要」および市広報で制度について掲載するとともに、障害者手帳を取得した人については窓口での手帳交付時に制度について説明を行い、活用について促しました。</p>	<p>有料道路通行料金の割引制度申請人数 H24：768人、H25：822人 H26：787人、H27：702人 H28：756人、H29：821人 H30：770人、R01：826人 R02：683人、R03：698人</p> <p>切畑デマンドタクシー利用人数（延べ人数） H27：122人 H28：442人 H29：644人 H30：861人 R01：761人 R02：540人 R03：595人</p> <p>玉祖デマンドタクシー利用人数（延べ人数） R01：264人（10月～3月） R02：665人 R03：567人</p>	<p>有料道路通行料金の割引制度については、最長でも2年毎に更新が必要であり、定期的に利用しない人は手続きを忘れ、利用する時に期限が切れていることがあります。</p> <p>また、療育手帳更新時には、手帳をお預かりしなければならぬため、手帳所持により受けられる各種割引について、受けられないことがあります。</p> <p>人口減少や少子高齢化、自家用車に依存した生活スタイルの定着等に伴い、公共交通の利用者数は減少しており、公共交通サービスを維持するための財政負担の増加が課題となっています。</p> <p>また、バス事業者、タクシー事業者とも運転士が不足しており、運転士の確保が喫緊の課題となっています。</p>	<p>引き続き各種助成を続け、手帳交付時には丁寧な説明を徹底することで、障害のある人の社会参加を促進します。</p> <p>また、制度の更なる周知についても、市広報やホームページ等を活用して進めていき、使いやすい制度にするために関係機関へ理解を求めます。</p> <p>「防府市地域公共交通網形成計画」に基づき、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を図るため、地域住民と地域の公共交通のあり方についての協議を行います。</p> <p>また、公共交通を安心して利用できるよう、利用者視点に立ったわかりやすい情報提供を行うとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。</p>	B
36	35	2 地域生活の支援	充2 在宅サービス等の充実	③ 外出支援の充実	身体障害者補助犬の周知に努め、公共施設や医療機関、店舗等への補助犬同伴についての意識啓発に取り組み、身体障害者補助犬を使用する障害のある人が地域で安心して日常生活を営み、社会参加することができるよう支援します。	<p>障害福祉課の窓口パンフレットを設置したり、「障害者福祉の概要」に身体障害者補助犬育成事業について掲載するなどして、正しい知識の普及を図りました。</p> <p>また、市広報及びホームページに身体障害者補助犬受給者の募集について掲載し、制度について周知するとともに、制度の活用を促しました。制度に対する問い合わせは年間数件ありますが、この数年は本市にて制度の利用はありません。</p>	<p>補助犬の数が少なく、また、盲導犬に比べ介助犬や聴導犬の認知度が低く、制度の活用がされていないのが現状です。</p>	<p>引き続き、制度や身体障害者補助犬受給者の募集について周知を図ります。</p>	C	

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
37	35	2 地域生活の支援	の2 在宅サービス等	③ 外出支援の充実	公共施設や店舗等に設置されている障害者用駐車場が適正に利用されるよう、県が実施する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発を図ります。	「障害者福祉の概要」で周知を行いました。併せて障害者手帳の取得により新たに制度の対象となった方に対しては手帳交付時に制度について説明し、希望者に対して利用証の交付を行いました。申し込み者は月々80人前後で推移しています。	障害者等専用駐車場利用証交付人数 (No. 48再掲) H24 : 696人、H25 : 680人 H26 : 719人、H27 : 733人 H28 : 693人、H29 : 775人 H30 : 926人、R01 : 1010人、R02 : 931人 R03 : 863人	特にありません。	引き続き、制度の周知を図ります。	B
38	35	2 地域生活の支援	の2 在宅サービス等	実④ 福祉機器等の充実	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、補装具費の支給や日常生活用具の給付について、福祉機器等を適切に利用できるよう、情報提供や窓口での相談受付を実施し、制度の活用を促進を図ります。	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付事業について、福祉機器等を適切に利用できるよう、その内容の情報提供活動や窓口での相談受付等を実施し、制度の活用を促進を図りました。 身体機能を補完するための補装具購入・修理費の支給、日常生活を支援するための用具の支給・貸与を行いました。また、窓口での相談受付を実施しました。		日常生活用具の給付対象要件や給付基準額が、県内他市よりも厳しいものがあり、基準を見直す必要があります。 また、補装具においては、令和2年度から新たに「人工内耳 音声信号処理装置」が修理種目に追加されたことに伴い、希望者への丁寧な説明と、業者との連携が必要となります。	他市の情報を収集し、引き続き制度の活用を促進を図ります。	B
39	35	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	⑤ 介護者支援の充実	障害のある人を介護している家族の介護負担の軽減や就労支援、不安の解消等を図るため、障害のある人の日中活動の場の確保（日中一時支援）や短期入所等の支援の充実を図ります。	障害者・障害児本人やその家族の状況に応じて、日中一時支援や短期入所について、適正な支給決定を行いました。	日中一時支援利用者人数 H24 : 113人、H25 : 129人、 H26 : 141人、H27 : 175人、 H28 : 140人、H29 : 146人、 H30 : 155人、R01 : 164人、R02 : 189人 R03 : 217人 短期入所利用者人数 H24 : 79人、H25 : 72人、 H26 : 68人、H27 : 72人、 H28 : 67人、H29 : 72人、 H30 : 76人、R01 : 74人、R02 : 55人、 R03 : 53人	障害者・障害児本人やその家族からの利用のニーズは高いが、障害福祉サービス事業所で受け入れられる人数には限度（定員）があり、利用を希望しても利用ができない場合があります。	今後も引き続き、障害者・障害児本人やその家族に対し、日中活動系サービスや短期入所についての周知を行うとともに、法人等（事業所）への情報提供を行うなどサービス提供体制の充実を図ります。	B
40	36	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	保⑥ サービス提供体制の確保	県や関係機関と連携し、施設・病院からの退所者等が円滑に地域移行できるよう、重度障害のある人の在宅生活を支援するサービスの提供体制の確保を図ります。また、移行後は、居宅サービス提供事業所、相談支援事業所、医療関係機関等と連携をとりながら、安心して在宅生活を送ることができるよう支援を行います。	地域移行については県主催の山口・防府圏地域関係機関連絡調整会議で情報交換や協議を行い、病院・行政、相談支援事業所等の連携強化に努めました。山口・防府難病対策協議会では重度障害についての情報交換や支援体制の協議を行いました。各病院の連携室やケアマネージャから相談があり、在宅生活を希望している人のサービス提供の相談、支給決定を行いました。	地域移行支援・地域定着支援利用者数 H24 : 地域移行 : 1人、地域定着 : 2人 H25 : 地域移行 : 2人、地域定着 : 4人 H26 : 地域移行 : 5人、地域定着 : 4人 H27 : 地域移行 : 4人、地域定着 : 2人 H28 : 地域移行 : 3人、地域定着 : 3人 H29 : 地域移行 : 0人、地域定着 : 1人 H30 : 地域移行 : 0人、地域定着 : 0人 R01 : 地域移行 : 0人、地域定着 : 0人 R02 : 地域移行 : 0人、地域定着 : 2人 R03 : 地域移行 : 4人、地域定着 : 5人	病院に長期入院し、退院される人が、病状や障害の特性から地域移行の利用とならない場合があります。	病院や当事者に地域で暮らすためのサービスがあることの周知に努めます。	B
41	36	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	保⑥ サービス提供体制の確保	障害のある人が地域に必要なサービスを利用できるよう、事業者との連携や情報の共有により事業者が地域ニーズに合ったサービスを提供できる体制を促進します。また、不足しているサービスへの事業者の新規参入等の促進も図ります。	事業所のサービス指定申請前の事前協議として、申請を希望する法人等（事業者）と市が、市内のサービス提供状況や利用者ニーズ等について協議を行うこととなっています。事前協議の中で、市内の事業所の障害福祉サービス提供状況や利用者の見込み等について法人等（事業者）に説明を実施しました。	新規開設事業所数 R3 : 就労継続支援A型 1件 就労継続支援B型 1件 生活介護 2件 児童発達支援 2件 放課後等デイサービス 3件	法人等（事業者）から、サービスの開始について相談があった場合は情報提供等を行っていますが、サービスの種類によっては、市内に事業所が少ないため、市外の事業所を利用している利用者がいます。事業の新規参入を増やすための積極的な取組が必要です。	今後も地域ニーズを把握し、法人等（事業者）が地域ニーズに基づくサービスを提供できるように情報提供を行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
42	36	2 地域生活の支援	2 在宅サービス等の充実	保⑥ サービス提供体制の確保	サービスの利用を希望する人に対し、ニーズや状況に応じた、適正な支給決定を行います。また、新たにサービスの開始を予定する事業者に対し、事前協議を実施し、地域のニーズや本市の施策について、事業者が提供するサービスへの反映を図ります。	サービスの利用を希望する人に対し、ニーズや状況に応じた、適正な支給決定を行いました。また、新たにサービスの開始を予定する事業者に対し、事前相談を実施し、地域のニーズや本市の施策について事業者が提供するサービスへの反映を図りました。		サービスの種類によっては、事業所が不足していることがあります。また、ニーズや状況に応じた適正な支給決定を行うに当たり、事業所との連携を強める必要があります。	不足している種類のサービスの新規事業所の参入を積極的に促します。また、研修会を開催し、福祉職員の能力向上を図るとともに、事業所・行政間の連携強化を図り利用者に必要なサービスを提供できるよう努めます。	B
43	36	支2 地域生活の	ス2 在宅サービス	供⑥ 体制の確保と提供	高齢者と障害のある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため創設された「共生型サービス」について、事業所等への周知と情報提供を図ります。	共生型サービス登録事業者を増やすため、介護サービス事業者への情報提供等を行いました。		共生型サービス登録事業者の参入はほとんど見込めない状況です。	共生型サービス登録事業者を増やすため、介護サービス事業者への情報提供等に取り組めます。	C
44	36	援2 地域生活の支	等2 在宅サービス	の⑦ 向上サービスの質	障害のある人とその家族からの多様なニーズに対応できるよう、支援関係者を対象とした研修会を開催するとともに、関係機関のネットワークの構築を図り、サービスの質の確保と向上を促進します。	相談支援事業所の情報共有の場（サービス調整会議）、施設職員の研修（研修部会、子ども発達支援部会）、他職種との連携と研修（就労支援部会、研修部会）を開催し、質の高いサービスを提供できるように努めました。	サービス調整会議開催回数 (No. 27参照) 研修部会、子ども発達支援部会、就労支援部会開催回数等 (No. 29参照)	市内事業所の相談支援専門員は少なく、一人の相談支援専門員が、やむを得ず大量の計画相談を担当しており、質の向上の妨げの一因となっています。	引き続き、相談支援事業所の研修等を定期的に開催し、質の高いサービスの提供に努めます。	B
45	37	2 地域生活の支援	3 地域生活移行の推進・地域定着支援	① 経済的自立の支援	特別障害者手当の支給、重度心身障害者に対する医療費助成、心身障害者扶養共済制度掛金の一部補助の実施等、経済的自立に向けた支援を実施します。また、その支援制度や障害年金、各種割引制度、住民税・自動車税等の税の減免制度について、市広報やホームページ、窓口等で広報活動を行い、制度の周知に努めます。	対象となる在宅の障害者（児）に、手当の認定及び支給を行いました。障害者手帳交付の際には手当制度についての説明を行い、また、相談者の制度についての質問や疑問点等に対応し、制度についての理解促進に努めました。	特別障害者手当給付対象者数 H24：88人、H25：89人、H26：84人、 H27：77人、H28：87人、H29：84人、 H30：82人、R01：78人、R02：85人、 R03：97人 障害児福祉手当給付対象者数 H24：75人、H25：72人、H26：71人、 H27：78人、H28：79人、H29：77人、 H30：70人、R01：67人、R02：59人、 R03：62人 経過的福祉手当給付対象者数 H24：6人、H25：5人、H26：4人、 H27：4人、H28：4人、H29：2人、 H30：1人、R01：1人、R02：1人、 R03：1人 心身扶養共済制度一部掛金助成対象者 H24：33人、H25：31人 H26：26人、H27：25人 H28：23人、H29：17人 H30：16人、R01：16人 R02：15人、R03：16人 重度心身障害者医療費助成者数（年度末） H24：3,396人、H25：3,411人 H26：3,467人、H27：3,405人 H28：3,369人、H29：3,321人 H30：3,310人、R01：3,251人 R02：3,284人、R03：3,223人	特別障害者手当等の該当要件が厳しいため、障害の程度が重度の人でも手当支給該当要件を満たしていない場合もあり、また、支給要件の厳しさから、申請を諦めたり、申請されても非該当となることが少なくありません。心身障害者扶養共済制度の認知度が低い可能性があることから、本制度の認知度を高めることが必要です。医療費の自己負担分の一部について、県は補助対象外としており、その部分については障害のある人に負担が生じないように、市単独で助成しています。制度について、より多くの人に各制度について知ってもらうことが課題です。また、貸付内容について十分に周知できておらず正しく認知されていません。	対象者等の周知を図り、今後も適切な支給決定を行います。パンフレット等による窓口での周知を徹底し、ホームページ等でも制度についての周知を図ります。引き続き、県が助成しない自己負担部分については、市単独で助成を行います。引き続き、市広報やホームページ等による周知を行い、障害のある人が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、必要となる制度の利用を促進します。また、対象者だけでなく福祉関係機関の支援者に対して、事業内容についてわかりやすく説明し、貸付以外の支援について検討します。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
46	37	2 地域生活の支援	3 地域生活移行の推進・地域定着支援	② 各種生活訓練の実施	視覚・聴覚に障害のある人に対し、家庭生活に関する指導や、福祉機器の活用について講習会等により生活訓練を行い、障害のある人の日常生活能力の向上を図ります。	社会福祉事業団においては、コロナ禍にあって、拡散予防のために室内の消毒・入館時のマスクの着用と手消毒を行った上で、「三密」を避けて各種事業の提供を行いました。自立した日常生活や社会生活への適応性を高めるための訓練事業として、機能訓練をはじめ陶芸講座・手芸講座・華道講座・民謡講座・カラオケ教室・創作教室等の各種講座を開講することで、障害者が日々安心・安全に日常生活能力の向上や社会参加、自立につながるよう支援に努めました。コロナ禍にあって、利用自粛期間もあり、利用が減少はしていますが、大きな変化はありません。 生活訓練事業では、多種多様な障害のある人に対し、日常生活に必要な訓練や指導等を行うことにより、自立した日常生活や生活の質の向上、日常生活への適応と地域社会との交流促進を図るために事業を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでした。 社会福祉協議会においては、多種多様な障害のある対象者に対して、日常では体験できない経験をする機会、社会生活や家庭生活に対する学習の機会を提供するとともに、社会参加の促進を行うために企画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたしました。	講座・教室利用者数 H24：690人・2,553人 H25：589人・2,113人 H26：557人・2,014人 H27：620人・2,006人 H28：440人・1,774人 H29：502人・1,651人 H30：366人・1,247人 R01：360人・1,147人 R02：306人・1,166人 R03：214人・1,117人 生活訓練事業（R3） 視覚障害者 レクリエーション：新型コロナウイルス感染防止の為に中止 聴覚障害者 工場見学：新型コロナウイルス感染防止の為に中止	新規利用登録及び利用者が減少しています。また、コロナ禍にあって利用を控えている方もいるのが現状です。また、各種講座・教室への参加者も減少傾向にあります。 視覚・聴覚障害の方々には、各団体のつながりや互助機能の低下により、誘い合って参加することが減少し、参加者が減少しています。コロナ禍での開催については、障害特性に応じて、開催を決定していく必要があります。 また、新規利用登録及び利用者が減少傾向にあるために、センター事業内容の周知やPRを検討しています。	毎年行っている、やってみたい講座や教室アンケート及び満足度アンケートを実施して、利用状況や要望を把握することで事業の見直し検討をします。 また、機能訓練を行うだけではなくスポーツ訓練や各種講座等への参加を呼び掛け、視覚・聴覚の障害を持たれた方の利用増加に向けて事業内容を検討する。また、地域住民に市広報や社協だよりによって広報したり、自治会を通じて行事・イベント等の開催を回覧・配布したり、福祉関係機関や相談支援事業所と連携して事業の周知・PRに努め、事業の内容を充実して利用に繋がれるように検討します。	C
47	37	2 地域生活の支援	3 地域生活移行の推進・地域定着支援	② 各種生活訓練の実施	地域活動支援センターにおいては、社会適応訓練を行うことで、障害のある人が自立した日常生活を送り、積極的な社会参加ができるよう、生活能力や社会活動能力の維持向上を図ります。	コロナ感染拡大予防のガイドラインに沿って「三密」を避けて、コロナ感染拡大予防を実施し安心・安全に努めて各種事業の提供を行いました。地域活動支援センターにおいては、障害者（児）が地域社会で日々安心・安全に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害の状況や症状に応じた柔軟な対応や機能訓練及び社会生活の支援に努めました。また、社会との交流の促進や日常生活に必要な便宜を供与を行うことで、障害者の皆さんの生きがいや日中活動の居場所等の提供し安心・安全に日常生活が送れるよう支援しました。 地域活動支援センター事業の利用者の大半が介護サービスとの併用での利用が多くなっているために実利用者数は減少していますが、日々機能訓練の通われている人が多く延べ利用者数は増加しています。	地域活動支援センター事業利用者数 R01：延べ1,570人 R02：延べ1,445人 R03：延べ1,809人	地域活動支援センター事業での登録は多数ありますが、1日の実利用者数は9人前後です。しかし、日々機能訓練に通われている方は多く延べ利用者数は増加しています。利用増のためには新規での利用者が増えるように、地域活動支援センター事業についてのPRを検討しています。	市広報やホームページ等の活用や障害福祉課の窓口にパンフレットを置き、地域活動支援センターの周知に努めます。 また、地域住民に自治会を通じてイベント・講座等の回覧を配布したり、福祉関係機関や相談支援事業所等に対してもセンターの講座開催やパンフレットを配布しPRに努め、利用に繋がれるよう検討する。	C
48	38	2 地域生活の支援	3 地域生活移行の推進・地域定着支援	③ 地域生活移行の推進	入所施設や病院から地域における生活に移行するために、住居の確保や地域における生活に移行する活動に関する相談等の必要な支援を行います。	入所施設や病院から地域における生活に移行するために、住居の確保や地域における生活に移行する活動に関する相談等の必要な支援を行いました。	地域移行支援利用者数 R03：地域移行：4人	コロナ禍により地域移行に支障が出ています。	地域生活支援拠点等の充実により、地域移行を進めていきます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
49	38	2 地域生活の支援	援3 地域生活移行の推進・地域定着支	③ 地域生活移行の推進	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の緊急時の受け入れや、共同生活援助等の体験の機会・場を提供する「地域生活支援拠点等」を整備し支援を行います。	令和2年度に面的整備型の整備を行った地域生活支援拠点等の登録事業者を充実しました。	地域生活支援拠点等の登録事業所 短期入所：5箇所 相談支援：2箇所 共同生活援助：3箇所 施設入所支援：1箇所 就労継続支援B型：1箇所 就労移行支援：1箇所 就労定着支援：1箇所	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。	地域生活支援拠点等の機能強化や登録事業所の充実を図ります。	B
50	38	2 地域生活の支援	援3 地域生活移行の推進・地域定着支	④ 地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談に応じ、必要な支援を行います。	地域で単身等で生活する障害のある人が安心して暮らせるよう常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談支援を行いました。	地域定着支援利用者数 R03：地域定着：5人	利用に対しての問題はありません。	地域で生活できる障害のある人を増やすため、継続して支援を行います。	B
51	39	2 地域生活の支援	実4 意思疎通支援の充	実① 意思疎通支援の充	聴覚障害等のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者の設置・派遣や、要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害のある人等の意思疎通手段の確保と福祉の向上を図ります。	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を設置又は派遣し、手話通訳や要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図り、生活上必要な意思疎通支援を行いました。	派遣件数 H24：322件、H25：353件 H26：312件、H27：248件 H28：408件、H29：556件 H30：536件、R01：530件 R02：416件、R03：348件	障害のある人からのニーズに対し、手話通訳者及び要約筆記者の人数が充分ではありません。	引き続き事業を実施し、意思疎通の円滑化を図り共生社会の実現を目指します。 また、手話奉仕員や要約筆記者の養成事業についても、県の事業も把握したうえで引き続き実施します。	B
52	39	2 地域生活の支援	4 意思疎通支援の充実	① 意思疎通支援の充実	聴覚障害のある人の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員や要約筆記者、点訳奉仕員の養成を行い、福祉の向上と意思疎通支援の充実を図ります。	【手話奉仕員養成研修事業】 意思疎通を図ることが困難な聴覚障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する手話奉仕員養成研修を開催する予定でしたが、コロナウイルス感染拡大により中止しました。 【点訳奉仕員養成研修事業】 視覚障害者が文字を解読する上で必要な点訳の技術等を習得した点訳奉仕員を養成しました。	手話奉仕員新規登録者数 H24：11人、H25：7人、H26：3人、 H27：14人、H28：5人、H29：4人 H30：10人、R01：8人、R02：新型コロナウイルス感染防止の為中止 R03：10人 要約筆記奉仕員（23・24年度）・要約筆記者（25年度～）新規登録者数 H24：4人、H25：3人、H26：7人、 H27：2人、H28：2人、H29：4人 H30：1人、R01：2人、R02：隔年ごとに開催の為、実施なし R03：新型コロナウイルス感染防止の為中止 点訳奉仕員新規登録者数 H24：1人、H25：1人、H27：8人、 H28：9人、H29：4人、H30：10人、R01：8人 R02：4人、R03：4人 （※H26は登録者なし）	今後も受講者数を増加させる取組が必要で す。	引き続き事業を実施し、手話奉仕員等の養成を進めます。 また、市民や事業者等に対し、配慮や取組の必要性を周知・啓発し、養成事業の実施についても市広報やホームページ等で更に周知を行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
53	39	2 地域生活の支援	充4 意思疎通支援の	充① 意思疎通支援の	手話の普及啓発や障害のある人の意思疎通の手段の確保を図るため、条例を制定します。	全ての市民が住み慣れた地域で、共生し、安心して、生きがいをもって暮らせる社会の実現に向けて、市民が障害に応じたコミュニケーション手段があることを理解し、利用を進めていくための条例の制定に向けて、関係者による専門的見地からの検討を行うことを目的に、防府市手話言語等に関する条例検討委員会を設置しました。 また、検討委員会での協議結果等を踏まえ、条例を制定しました。	検討委員会の開催 R03:3回 条例案に対するパブリックコメントの実施 R03:1回（意見なし） 「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」の制定 R4.4.1施行	市内において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用が十分に進んでいません。	条例に基づき、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図るために必要な啓発、学校等で児童等がコミュニケーション手段に接する機会の提供、手話通訳者等のコミュニケーション支援者の確保・育成等を行います。	B
54	39	2 地域生活の支援	充4 意思疎通支援の	リ② ティ情報のアクセシビリティ	音声ブラウザや色覚特性のある利用者に対応するなど、障害のある人が利用しやすい市ホームページを作成します。	保健・福祉関係の情報について、随時ホームページに掲載しました。		見やすく、利用しやすいホームページの作成が求められています。	今後もホームページを活用し、市民に分かりやすく情報提供を行います。	B
55	39	2 地域生活の支援	充4 意思疎通支援の	リ② ティ情報のアクセシビリティ	点字や録音による広報、大活字本、点字図書、音訳図書等の情報提供サービスを充実し、視覚障害のある人の情報入手・確保を支援します。	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音声や点訳等の分かりやすい方法により、市広報等必要度の高い情報を定期的に提供しました。 図書館では、大活字本、点字図書、音訳図書、布絵本、録音図書等を計画的に収集しました。また、音訳図書、点字図書、布絵本等を制作するボランティアを支援しました。 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス送信承認館の登録を行いました。		文字による情報入手が困難な障害のある人への情報提供サービスについて、周知が必要です。	引き続き、市広報の音声録音のCDの提供や点字広報等発行事業を行い、窓口等に設置し、周知を図ります。	B
56	39	2 地域生活の支援	充4 意思疎通支援の	リ② ティ情報のアクセシビリティ	情報・意思疎通支援用具の給付等を行う日常生活用具給付事業の周知・充実を図ります。	重度の上肢機能障害、視覚障害のある人を対象に情報・通信支援用具（PC周辺機器等）を給付をしています。	情報通信用具給付件数 H24:1件、H25:2件 H26:1件、H27:2件 H28:2件、H29:0件 H30:1件、R01:0件 R02:1件、R03:0件	「障害者福祉の概要」に用具の掲載をしておりますが、窓口での相談や給付実績等が少なく、市民の制度の認知度が低い可能性があります。	窓口やホームページ等による市民への更なる周知を図ります。	B
57	40	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	進① 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	公共施設の建築、改築等については、「バリアフリー法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、エレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等によるバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した案内板の設置等を推進します。	公共施設の新築工事において、スロープ、バリアフリートイレ、車いす使用者用駐車施設等、山口県福祉のまちづくり条例に適合する仕様で建築を行い、また、改修工事において、スロープ設置を行いました。 なお、市庁舎については、老朽化に伴う補修等を実施しました。	愛光園正面玄関、利用者玄関改修工事 華城小学校屋内運動場玄関スロープ設置工事 小野公民館建設工事 三田尻御茶屋公園トイレ改修工事	既存の公共施設においては、計画的に基準に適合する仕様に整備していく必要があります。 市庁舎の老朽化に伴い、所々に段差が生じているため、補修等が必要ですが、新庁舎建設を考慮した施設の改善が必要です。	引き続き、各種法令等を尊守した設計・施工を行い、新築はもちろんのこと、既存の公共施設においても、障害者や高齢者に配慮した建物を整備していきます。 市庁舎については、新庁舎建設を考慮した小規模な改修を進めていきます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
58	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	進① 住宅、建築物等のバリアフリー化の推	多数の人が利用する病院やホテル等の民間の一定の建築物については、「バリアフリー法」、「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者等全ての人が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。	「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築確認申請等において、構造など基準への適合について、指導を行いました。		特にありません。	県条例に基づき、指導を引き続き行います。	B
59	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	進① 住宅、建築物等のバリアフリー化の推	既存の市営住宅については、「バリアフリー法」、「山口県福祉のまちづくり条例」、「公営住宅整備関係指針」に基づき、状況に応じて、施設・設備の改修を行います。	既存の市営住宅・市有住宅の新築・建替え、施設・設備の改修はありませんでした。		高齢者世帯や障害者のいる世帯などに配慮した公営住宅の供給が求められており、バリアフリー化された良質な公営住宅を確保する必要があります。	市営住宅の新設・建替え、改修等については、「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて整備を行います。新設・建替等を行う際は、「バリアフリー法」等に基づき、障害のある人等に配慮した住宅を整備します。	B
60	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	進① 住宅、建築物等のバリアフリー化の推	障害のある人や高齢者等全ての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、各観光施設や公園のバリアフリー化を推進するとともに、適切な説明や案内を行います。	三田尻御茶屋公園に、多目的トイレ及び車いすでも入室しやすいようスロープを設置しました。 令和3年度において、誰でもトイレが利用でき無料で休憩できる等の機能を有する施設・店舗等である「防府市幸せますステーション」の認定はありませんでした。	改修工事実施状況 H24：記念モデル児童遊園、佐波公園 H25：警固町公園 H26：天神山公園、岸津公園 H27：なし H28：北山手児童公園、誠和児童遊園、問屋口公園 H29：中関公園 R3：三田尻御茶屋公園 「防府市幸せますステーション」認定数 H28：1件 H29：10件 H30：4件 R01：3件 R02：2件 R03：0件	公園事業は市の単独事業のため維持管理費が大半を占め、改修が進みにくい状況です。誰もが安心して旅行を楽しむことができる「ユニバーサルツーリズム」が本市でも円滑に行われるよう「幸せますステーション」の認定施設数を増やす必要があります。	設置から50年以上が経過しているような老朽化した公園トイレから、改修を進めていく計画としています。改修時には、公園出入口の段差解消や公園内トイレについて、多目的トイレの設置・スロープ等のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。 幸せますステーション事業については、引き続き、市内の店舗等に認定申請の呼びかけを行います。	C



No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
61	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	② 移動・交通のバリアフリー化の推進	歩道の整備については、障害のある人等への安全性を考慮し、視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の切下げ、幅広歩道や電線類の地中化等の計画的な整備を行います。	令和3年度において、整備工事は行っていません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備工事実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H24 … 310m (国分寺)、430m (多々良)</li> <li>H25・26 なし</li> <li>H27 … 100m (今市地区)</li> <li>H28 … 320m (今市地区)</li> <li>H29 … 130m (今市地区・松崎地区)</li> <li>H30 … 130m (松崎地区)</li> </ul> </li> <li>市道大林寺伊佐江線、市道大林寺勝間線(視覚障害者誘導ブロック設置)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H25完了</li> </ul> </li> <li>市道大藪線、市道天神前国府橋線(段差解消、視覚障害者等誘導ブロック設置等の歩道整備)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H25 完了</li> </ul> </li> <li>市道戎町今宿線(段差解消、視覚障害者誘導ブロック設置等)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H24 … 360m H25 … 360m</li> </ul> </li> <li>市道大藪新田線(歩道拡幅整備)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H26 … 220m H27 … 120m</li> <li>H28 … 110m H29 … 50m</li> <li>H30 … 130m (完了)</li> </ul> </li> </ul>	道路幅員が狭い道路について、歩行者空間を確保するためには、無電柱化は効果がありますが、自治体管路工事(要請者負担方式)は、電線共同溝工事と比べ、市の財政負担が多いので、全ての区間において電線類の地中化は困難です。 また、歩車道の分離がされていない道路が存在するために、視覚障害者誘導ブロックの設置ができない箇所が存在します。	引き続き、障害のある人や高齢者等への安全性を考慮した歩道の段差の解消、拡幅等、バリアフリー化の推進に努めます。	C
62	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	フ② 移動・交通のバリア	視覚障害のある人や車椅子利用者等が安全に交差点を通行できるよう、音声信号機、歩行時間延長信号機等の整備を関係機関に対して要請していきます。	市の中心部や身体障害者施設の周辺に音声信号機、歩行時間延長信号機等の設置の要望があれば関係機関と協議しています。		特にありません。		B
63	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	フ② 移動・交通のバリア	身体に障害のある人が車の運転をしやすい環境づくりを進めるため、身体障害者標識や聴覚障害者標識、標識表示者に対する保護規定の周知を図ります。	安全教室がコロナで開催できず、周知が不十分でした。		障害者標識を周知しても、最終的にドライバーのマナーに依存するところが大きいのが現状です。	市民への啓発活動を継続します。	C
64	41	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	進② 移動・交通のバリアフリー化の推	歩道上の放置自転車等は、障害のある人にとって移動の障壁となることから、放置自転車対策や自転車利用者への指導・啓発を行います。	自転車等放置禁止区域を市営駐輪場管理人が定期的に巡回し、放置自転車対策や自転車利用者への指導・啓発を行いました。		自転車利用者のマナーに依存するところが大きく、公衆道路教育の向上が課題です。	引き続き、巡回、指導、啓発を継続します。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
65	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	ア② フ移り動 ー・化交 の通推 の進バ リ	障害のある人や高齢者等の交通安全対策として、交通安全教室において、参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から交通安全教室を開催していません。	障害者への交通安全教室開催回数、参加人数 H26：（回数）12回（人数）199人 H27：（回数）12回（人数）240人 H28：（回数）10回（人数）170人 H29：（回数）11回（人数）210人 H30：（回数）7回（人数）229人 R01：（回数）7回（人数）195人 R02：（回数）0回（人数）0人 R03：（回数）0回（人数）0人	特にありません。	新型コロナウイルス感染状況により、徐々に交通安全教室を再開し、安全運転の啓発やマナーの向上を図ります。	C
66	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	リ② ー移 化動 の・推 交進 通の バ リア フ	鉄道やバス等の公共交通機関について、障害のある人、高齢者等がスムーズに乗降できる新車両の導入や、利用しやすい駅、バス停の整備等交通関連施設の改善を促進します。	バスについては、ノンステップバスの導入など車両のバリアフリー化を促進しました。 JR在来線については、列車とホームの段差・隙間の解消や階段の上り下りの不自由さの解消に向けて、JR西日本に対し、要望書を提出しました。		JR富海駅及びJR大道駅については、駅のホームと列車との段差・隙間があり、また改札口からホームまで階段の昇降が必要となっていることから、障害のある人や高齢者などが鉄道を利用する上で不自由が生じています。 また、バリアフリー新法に基づき、JR西日本にホームの嵩上げや昇降機の設置などの要望をしていますが、主要駅（1日の乗車数が3,000人以上）の条件を満たしておらず、鉄道駅のバリアフリー化が進んでいないことが課題となっています。	バスについては、障害のある人や高齢者など誰もが利用しやすい公共交通を目指し、車両更新時のノンステップバスの導入や乗継拠点となる施設等のバリアフリー化を推進します。 鉄道については、JR富海駅及びJR大道駅について、引き続きJR西日本に対し、バリアフリー化整備の要望を行います。	B
67	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	フ② ー移 り動 化・の 交推 通進 のバ リア	障害等の理由で歩行や車の乗降が困難な人に対し、県が県内共通の利用証を交付し、必要な駐車スペースの確保を可能とする「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。	「障害者福祉の概要」で周知を行いました。併せて障害者手帳の取得により新たに制度の対象となった方に対しては手帳交付時に制度について説明し、希望者に対して利用証の交付を行いました。申し込み者は月々80人前後で推移しています。	障害者等専用駐車場利用証交付人数 H24：696人、H25：680人 H26：719人、H27：733人 H28：693人、H29：775人 H30：926人、R01：1010人、R02：931人 R03：863人	特にありません。	引き続き、制度の周知を図ります。	B
68	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	援③ 福 祉 施 策 に お け る 住 居 の 確 保 支	グループホームについて、施設や病院から地域生活への移行を促進する観点から、整備を推進するとともに、地域生活支援事業として実施している福祉ホーム事業について、障害のある人の居住の場としての活用を図るため引き続き支援を行います。	グループホームの新規参入法人等（事業者）と事前協議を行いました。 また、家庭環境、住宅事情等により、居宅生活が困難な障害者（常時介護や医療が必要な人は除く）が、自立と社会復帰を目指す生活の場として、低額な料金で居室等の設備を利用できる「福祉ホーム」の運営に関する助成を行いました。	福祉ホーム助成件数 H24：3人、H25：3人 H26：3人、H27：2人 H28：2人、H29：2人 H30：2人、R01：2人 R02：2人、R03：2人	福祉事業者により、福祉ホームの設置が行われておりますが、地域生活を目指す障害者の居住環境を支援するため、福祉ホームの更なる活用が必要です。	グループホームの整備を促進します。 福祉ホームについて助成を継続し、障害のある人の地域生活を支援します。	B
69	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	援③ 福 祉 施 策 に お け る 住 居 の 確 保 支	「山口県居住支援協議会」の取組を通じ、住宅部局や不動産関係団体、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住宅の確保に特に配慮を要する障害のある人等が円滑に入居できるよう支援を行います。	山口県居住支援協議会では、国土交通省と連携し、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するとともに、ホームページ等で公表することにより、住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境を整備する事業を実施しています。 本市は、当該協議会の会員であり、空き家等の所有者向けのパンフレットを窓口を設置しており、また、県から提供される住宅確保要配慮者の入居に配慮された賃貸住宅情報を、庁内の関係課と情報共有しております。		庁内の複数課（高齢福祉課、子育て支援課、社会福祉課など）に関係する事業であるため、随時、情報共有を行いながら進めていく必要があります。	引き続き、県や山口県居住支援協議会を中心として、住宅確保要配慮者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援を行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
70	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	援③ 福祉施策における住居の確保支	地域での生活の拠点となる住居への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な手続き等の調整・支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、居住サポート事業等の支援体制の整備を図ります。	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の相談支援事業の一環として「住宅入居者等支援事業（居住サポート事業）」があり、本市では当該事業を相談支援事業の一環として、必要に応じ住宅入居等の支援を行っています。		住居確保の支援にあたっては、保証人の確保が課題となっています。障害のある人の中には保証人がいない人も多く、対応に苦慮しています。 なお、庁内の複数課（高齢福祉課、子育て支援課、社会福祉課、建築課など）に関係する事業であるため、随時、情報共有を行いながら進めていく必要があります。	山口県居住支援協議会を中心として、住宅確保要配慮者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援を行います。 また、居住場所の確保について、現状の課題を整理し、支援方法や体制について検討を行います。	C
71	42	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	援③ 福祉施策における住居の確保支	障害のある人や高齢者等が、在宅での生活がしやすくなるよう、住宅のバリアフリー化や耐震化等、住宅改修に関する相談に適切な指導・助言を行うとともに、住宅の改修が必要となる場合は、手すり、スロープ設置等の住宅改修費について一部給付を行います。	NPO法人防府まちと住まいのアドバイザーセンターにより、市社協において住宅改修に関する適切な相談・助言等を行う相談窓口を開設しました(月1回)。また、この住宅相談については「社協だより 防府」等にて、周知・普及を図りました。	住宅相談件数 H24：2件、H25：6件 H26：5件、H27：0件 H28：9件、H29：1件 H30：0件、R01：4件 R02：0件、R3：0件 住宅改修費支給件数 H24：7件、H25：8件 H26：2件、H27：4件 H28：2件、H29：7件 H30：6件、R01：4件 R02：5件、R03：0件	世帯数に対して住宅戸数が超過している現状（空き家等の発生）があり、空き家等の改修により、既存の住宅を有効活用する必要があります。	住宅のバリアフリー化や耐震化など、住宅改修に関する相談への適切な指導・助言を引き続き行います。	B
72	43	2 地域生活の支援	5 生活環境の整備	援④ 住宅施策における住居の確保支	市営住宅へ入居する際の障害のある人への優先入居制度について、一層の周知と適切な実施を図ります。	一般住宅の募集において、同一団地内に同一住戸タイプ（2DK・3DK等間取りが同等のもの）の募集が2戸以上ある場合に優先枠を設け、一般枠と別に抽選を行いました。また、優先枠の抽選に漏れた優先枠対象者は一般枠でも再度抽選を行うことで、入居できる機会が増えることとなります。なお、優先枠の有無や対象者については、入居申込書等で周知を図りました。	優先枠募集件数 H25：11件、H26：10件 H27：4件、H28：4件 H29：2件、H30：2件 R01：4件、R02：14件 R03：8件	優先枠対象者は、障害のある人だけでなく、母子世帯や高齢者世帯等も対象となります。また、優先枠で募集する住宅はすべてにエレベーターやバリアフリー仕様などが備わっていないことが課題です。	優先入居制度について、対象者を分割して募集する方法は現状では示されておらず、また、バリアフリー住宅の戸数が少ない現状においては入居機会の公平性に問題があるため、今後も現状での対応を予定しています。	B
73	43	援 2 地域生活の支	備 5 生活環境の整	支け④ 援 住宅居施の策確に保お	「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の改修・建替えや市営住宅のバリアフリー化の質的水準の維持、向上を図ります。	既存の市営住宅・市有住宅のバリアフリー化改修・建替えはありませんでした。		高齢者世帯や障害のある人の世帯などに配慮した公営住宅の供給が求められており、バリアフリー化された良質な公営住宅を確保するとともに、建替えに際しては福祉施設と連携した取組などを推進していく必要があります。	「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化の質的水準の維持向上に努めます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
74	44	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	① 健康づくりの推進	健康寿命の延伸を目的とし、「第二次防府市健康増進計画」に基づき、市民をはじめ、家庭、地域、学校、職域、行政等の各団体が連携を図り、一体となった健康づくりを推進します。 特に、脳血管疾患等、障害につながる生活習慣病の予防のため、特定健診の受診率の向上を図り、特定保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業を実施します。	生活習慣病を予防するため、各健康講座で生活習慣改善を目的とした講話や健康相談を実施しました。また、食生活改善推進協議会が地域で減塩や野菜摂取など普及啓発を実施できるよう、研修会を開催しました。	健康教育の回数・受講者数 H29 (115回 3,455人) H30 (120回、2,017人) R01 (92回、2,507人) R02 (83回、1,288人) R03 (42回、718人) 健康相談の回数・相談者数 H29 (66回 466人) H30 (64回 788人) R01 (57回、783人) R02 (36回、131人) R03 (39回、182人)	各種教室が縮小・中止され、地域での普及啓発の機会が減少しています。市民が自身の生活習慣を振り返り、生活改善に取り組めるよう、啓発や教室開催方法の工夫が必要です。	各健康講座や食生活改善推進協議会が開催する地区活動において、健康づくりを推進していきます。	B
75	44	2 地域生活の支援	実6 保健・医療の充実	進① 健康づくりの推進	「第二次防府市健康増進計画」に基づき、健康づくり市民運動を積極的に展開し、健康支援する社会環境づくりや地域活動の推進を図ります。	中間評価により明らかになった課題について、今後の市の取組、各関係団体の取組について情報共有を図りました。	H29 計画推進委員会2回、部会会議2回 H30 計画推進委員会2回、部会会議1回 R01 計画推進委員会2回、部会会議1回 R02 計画推進委員会2回、庁内連絡会議1回 R03 計画推進委員会2回、部会会議1回	各分野様々な課題がある中で、働く世代・壮年世代の健康課題が共通してみられました。健康寿命の延伸を目指し、バランスの良い食習慣の確立、がん検診受診率向上、運動習慣の普及、喫煙防止対策、こころの健康づくりの取組を継続して行います。	関係機関と連携を図り、引続き計画の推進に取組みます。	B
76	44	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	② 母子保健事業の推進	健やかに子どもを生み育てるため、妊産婦、乳幼児等への健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等による母子保健事業の適切な推進を図ります。また、母子保健推進協議会等関係機関と連携を強化するとともに、市広報やホームページ、メールサービス等を活用し、健康相談利用者の増加や健康診査の受診率の向上を図ります。また、これらの機会を利用し、教室やサークル等の母子保健サービスの啓発を行います。	妊産婦、乳幼児等への健康・育児相談、各種教室による健康教育、健康診査、訪問指導等、母子保健事業を実施しました。各種教室では、感染対策により予約制や定員を減らし実施回数を増やすなど、親子が安心して利用できるよう工夫して実施しました。 また、母子保健推進協議会等関係機関との連携や、子育て世代包括支援ネットワーク会議の開催など、安心して子育てができるよう体制強化に努めました。	1か月児健診受診率 H29 (96.8%)、H30 (97.0%)、R01 (97.2%)、R02 (97.7%)、R03 (98.0%) 3か月児健診受診率 H29 (96.5%)、H30 (97.6%)、R01 (98.4%)、R02 (99.2%)、R03 (98.8%) 7か月児健診受診率 H29 (96.4%)、H30 (97.3%)、R01 (95.6%)、R02 (97.6%)、R03 (97.0%) 1歳6か月児健診受診率 H29 (91.7%)、H30 (94.3%)、R01 (94.5%)、R02 (95.4%)、R03 (94.3%) 3歳児健診受診率 H29 (97.4%)、H30 (97.3%)、R01 (96.7%)、R02 (93.1%)、R03 (92.3%) 乳幼児相談利用者数 H29 (2,141人)、H30 (1,331人)、R01 (1,477人)、R02 (323人)、R03 (662人)	乳幼児健康診査の受診状況はコロナ禍であっても減少はみられませんが、乳幼児相談の利用者は減少しています。親子で集える場や集いの場の利用方法に制限がある中においても、子育て中の親子が孤立せず安心して相談できるよう、教室を運営し、電話・家庭訪問等の個別対応も継続して実施していく必要があります。また、母子保健推進員等関係機関とも連携し、地域の見守り体制の強化を図っていきます。	地域の関係機関や医療機関と連携を図り、妊産婦及び乳幼児の相談支援等を引き続き行います。また、健やかに子どもを産み育てるための健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等を継続して行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
77	45	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	③ 介護予防対策の推進	地域住民が主体となり実施する介護予防教室の立ち上げを促進し、必要な支援を行います。また、介護予防に効果的な「やまぐち元気アップ体操」の普及を図ります。	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携して転倒予防や認知症施策に関する普及啓発など介護予防に努めました。 また、ふれあい・いきいきサロンなどへ健康運動指導士、管理栄養士等を派遣し、介護予防の普及啓発に努めました。 更に、リハビリ専門職と協力し、やまぐち元気アップ体操を活用した住民主体の介護予防教室の運営支援を行っています。 保健福祉事業として、介護事業所等において高齢者の通いの場を提供する「元気アップくらぶ事業」を行っています。	R02 【サロンへの派遣】2件 コロナウイルス感染症の感染拡大防止への配慮から、講師派遣休止 【住民主体の介護予防教室】 33回285人(人数は延人数) 【幸せまず健康くらぶ】 11回103人(人数は延人数) 【幸せまずデイステーション】 6回92人(人数は延人数) 【元気アップくらぶ事業】 74回294人(人数は延人数) 【介護予防広報活動】 介護予防広報番組制作・放映(GATV) 令和2年5月11日から8月16日 令和2年10月15日から令和3年3月31日 R03 【サロンへの派遣】 健康運動指導士3件、管理栄養士1件 【住民主体の介護予防教室】 30回519人(人数は延人数) 【幸せまず健康くらぶ】 14回129人(人数は延人数) 【幸せまずデイステーション】 28回300人(人数は延人数) 【元気アップくらぶ事業】 308回1550人(人数は延人数)	元気アップくらぶ事業について、市内15か所の設置を目指します(令和4年3月末現在、9か所)。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、介護予防についての普及啓発を進めていく必要があります。	今後も住民主体の介護予防教室の運営についてや継続して体操を実施していけるように支援を行います。 元気アップくらぶ事業について、事業所等への周知を図り、市内15箇所の設置を目指します。 市広報やホームページ等を活用し、介護予防の普及啓発を図ります。	B
78	45	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	④ 精神保健対策	山口健康福祉センターや山口県精神保健福祉センター、専門医等関係機関と連携し、講演会や相談会を開催するなど「心の健康づくり」の啓発や精神障害に関する知識の普及を図ります。また、地域では、ゲートキーパー養成講座の開催等により、自殺予防に関する知識や見守りの必要性の啓発を行います。	年1回開催する「こころの健康講演会」では、コロナ禍のこころのケアで大切なことについて精神科医師による講演会を開催しました。 9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間では、幅広い世代に周知するため、市広報ホームページ、ラジオによる啓発や、自殺予防カードや啓発用ポケットティッシュの配布等重点的に取組みました。 ゲートキーパー養成講座では、市民や市職員を対象の他に、新たに包括連携協定を締結した企業においても開催しました。	こころの健康講演会 開催1回、24人参加 ゲートキーパー養成講座の回数・受講者数 H29: 8回・216人 H30: 7回・147人 R01: 3回・75人 R02: 4回・75人(延べ1,150人) R03: 3回・63人(延べ1,213人) 自殺予防のためのカードの配布場所数と枚数 H29: リーフレットの配布(1,000枚) H30: リーフレットの配布(約600枚) カードの配布(950枚) R01: リーフレット・カードの補充 R02: リーフレット・カードの補充 R03: リーフレット・カードの補充	市では「高齢世代」「働く世代」の自殺者割合が全国より高いことが課題です。全国的にはコロナ禍により女性や10歳代の自殺者の増加などの課題がみられます。幅広い世代に情報が届く啓発方法の工夫や、ゲートキーパー養成講座の受講について広く周知することが必要です。	今後も、広い世代への周知啓発やゲートキーパー養成講座の実施を継続して行う必要があります。また、自殺対策は様々な要因が絡むため、他課や関係機関と連携を今後も図っていきます。	B
79	45	2 地域生活の支援	実6 保健・医療の充実	④ 精神保健対策	関係機関と連携し、心の健康に関する相談体制の充実を図るとともに、心の健康問題の対策を円滑に推進するため庁内関係各課による連絡会議の設置を図り、総合的、横断的な取組を進めます。	令和2年3月に策定した「防府市自殺対策計画」を推進するために、防府市自殺予防対策庁内連絡会議を開催しました。自殺の現状を共有し、各課の取組について協議しました。	R2: 防府市自殺予防対策庁内連絡会議 1回 R3: 防府市自殺予防対策庁内連絡会議 1回	自殺に至る経緯は様々であり、要因は一つではないため、関係各課による現状の共有と連携、横断的な対策が必要です。	庁内連絡会議を継続して実施します。	B
80	45	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	⑤ 難病対策	山口県健康福祉センターなどと連携しながら、地域で生活する難病患者や家族等に対して、補装具日や日常生活用具費などの支給決定を行います	①新型コロナウイルス感染症の影響により山口・防府難病対策地域協議会は未開催となりました。 ②難病患者への補装具給付を1件行いました。	H24 難病患者地域支援ネットワーク会議 1回 H25 難病患者地域支援ネットワーク会議 1回 H26 山口・防府難病患者地域支援ネットワーク事業ケア会議 1回 H27 事例研修会 2回 支援者専門研修会 1回 H28 山口・防府難病対策地域協議会 1回 H29 山口・防府難病対策地域協議会 1回 H30 山口・防府難病対策地域協議会 1回 R01 山口・防府難病対策地域協議会 1回 R02 山口・防府難病対策地域協議会 未開催 R03 山口・防府難病対策地域協議会 未開催 難病患者への補装具給付 1件	難病患者への各種補助については認知度が低いのが現状です。	認知度向上のために広報活動を行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
81	45	支2 援地 域生 活の	の6 充保 実健 ・医 療	⑤ 難 病 対 策	国が指定する難病患者等についても障害福祉サービスの提供や日常生活用具の給付対象となることから、制度について市民への周知を図り、制度の活用を推進します。	今年度は給付がありませんでした。	難病患者への日常生活用具給付件数 H24：0件 H25：0件 H26：0件 H27：0件 H28：0件 H29：0件 H30：0件 R01：1件 R02：1件 R03：0件	難病患者を対象としたサービス制度についての市民の認知度が低い。	市広報やホームページ等を活用し、市民への制度の周知を徹底していきます。	B
82	45	2 地 域 生 活 の 支 援	6 保 健 ・ 医 療 の 充 実	援⑥ 高 次 脳 機 能 障 害 者 へ の 支	脳血管障害や脳外傷により発生する高次脳機能障害について、山口県立こころの医療センターの高次脳機能障害支援センターと連携して相談支援に努めるとともに、障害に対する理解を促進します。	障害者・障害児本人やその家族等からの相談については、相談支援事業所と連携をとりながら行政窓口等で対応しました。		年齢が若い場合、就労訓練等を希望されませんが、高次脳機能障害の知識がある事業所が少ないため、支援できる事業所に限りがあります。障害の特性等について周知する必要があります。	引き続き、高次脳機能障害の人に特化して就労訓練事業を行っている市外の事業所との連携を図ります。	B
83	46	2 地 域 生 活 の 支 援	6 保 健 ・ 医 療 の 充 実	及⑦ 医 療 費 助 成 制 度 の 普	障害のある人とその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の活用を推進します。	障害のある人やその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の活用を推進しました。	自立支援医療受給者数（精神通院）（各年3/31時点） H24：1,266人、H25：1,383人 H26：1,459人、H27：1,427人 H28：1,446人、H29：1,476人 H30：1,476人 R01：1,475人 R02：1,628人 R03：1,699人	自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）の制度について、より多くの人に周知する必要があります。	引き続き、市広報、ホームページ等を活用し市民への制度の周知について努め、自立支援医療制度の更新手続の必要性について新規申請や更新申請時等に説明を行います。	B
84	46	2 地 域 生 活 の 支 援	6 保 健 ・ 医 療 の 充 実	及⑦ 医 療 費 助 成 制 度 の 普	難病患者等や小児慢性特定疾患児には、県が実施する特定疾患治療研究事業や小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費の公費負担制度の利用を呼びかけます。	難病患者や小児慢性特定疾患児については、県が実施する特定疾患治療研究事業や小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費等の公費負担制度の活用を呼びかけました。窓口該当者が来られた際には、制度の実施者である山口県健康福祉センターを案内しました。また、本市が発行する「障害者福祉の概要」や山口県ホームページ等で制度について周知を行いました。		公費負担制度の活用について、より一層周知する必要があります。	引き続き、市広報、ホームページ等を活用し市民への制度の周知について努めます。	B
85	46	2 地 域 生 活 の 支 援	6 保 健 ・ 医 療 の 充 実	⑦ 医 療 費 助 成 制 度 の 普 及	重度の障害のある人に対し、医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費助成する重度心身障害者医療費助成を行います。	重度心身障害者（児）に対しては、重度心身障害者医療費助成制度により、医療保険の自己負担額の助成を行いました（本人の所得制限あり）。上記の制度については、本市が発行する「障害者福祉の概要」や、山口県ホームページ等で制度について周知を行いました。	重度心身障害者医療費助成者数（年度末） H24：3,396人 H25：3,411人 H26：3,467人 H27：3,405人 H28：3,369人 H29：3,321人 H30：3,310人 R01：3,251人 R02：3,284人 R03：3,223人	重度心身障害者医療費助成制度は県との共同事業ですが、県が負担しない自己負担部分については、市独自で助成を行っています。	引き続き、県が助成しない自己負担部分については、市独自で助成を行います。	B
86	46	2 地 域 生 活 の 支 援	6 保 健 ・ 医 療 の 充 実	⑧ リ ハ ビ テ ー シ ョ ン の 充 実	障害のある人のリハビリテーションは、医療的リハビリテーションのみならず、地域で自立して生活するための社会的リハビリテーションも重要です。身近な地域で継続的にリハビリテーションが提供されるよう、医療・介護保険・障害福祉サービスにおいて行われる各種リハビリテーションの役割分担を踏まえ、県や関係機関とも連携し、サービス提供体制の充実を図ります。	市内には、障害福祉サービスとして機能訓練を提供できる事業所がないため、地域活動支援事業で機能訓練の提供を受けられるよう支給決定を行いました。		市内には障害福祉サービスとしての機能訓練提供事業所がなく、また他のサービスに比べ対象者も少ないため、新規に提供体制を整備することは非常に困難な状況です。	適切なサービスが提供できるように引き続き、障害福祉サービスの支給決定を行います。リハビリテーションの希望がある人には必要時、地域活動支援事業の機能訓練について情報提供します。また、共生型サービス登録事業者を増やすため、介護保険サービス事業者への情報提供等に取り組めます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
87	46	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	⑧リハビリテーションの充実	防府市身体障害者福祉センターで行っている地域活動支援センター事業において、理学療法士、言語聴覚士等による身体機能の維持向上や社会適応訓練、創作活動とスポーツ訓練を実施し、充実したサービスの提供を図ります。	コロナ感染拡大予防のガイドラインに沿って「三密」を避けて、コロナ感染拡大予防を実施し安心・安全に努めて各種事業の提供を行いました。障害者が日々安心・安全に日常生活や社会生活が送れるように、障害の状況や症状に応じて柔軟な対応することで生活能力の向上や社会参加、自立した生活につながるように生活支援に努めました。 機能訓練事業については、理学療法士の訓練相談等により利用者の状態や症状に応じて、個別の機能訓練計画に沿って機能訓練を実施して身体機能の維持向上に努めました。作業療法相談についても、利用者の要望や身体状況に応じて随時相談を実施しています。理学療法士の相談・訓練については職員が常勤で営業時間中であれば機能訓練相談に常時応ずることができることで、コロナ禍にあっても利用が増加しています。	理学療法士相談・訓練人数 H24:250人 H25:150人 H26:119人 H27:191人 H28:155人 H29:184人 H30:346人 R01:1,835人 R02:1,801人 R03:2,084人 言語訓練延べ人数 H24:67人 H25:59人 H26:51人 H27:111人 H28:118人 H29:206人 H30:192人 R01:106人 R02:80人 R03:106人 スポーツ訓練延べ人数 H24:2,553人 H25:2,113人 H26:2,014人 H27:2,006人 H28:1,774人 H29:1,651人 H30:1,247人 R01:1,147人 R02:1,166人 R03:1,117人	常勤の理学療法の機能訓練相談に常時応ずることができることで、延べ利用者数は増加していますが実利用者数が少ないために新規利用者を増やし、機能訓練を含め軽運動やスポーツ等への参加呼びかけや、センター事業の内容についてのPRを検討しています。	機能訓練室を利用するだけでなく、各種講座・教室やスポーツ事業等への参加に繋げて行くよう利用促進に努めます。 また、福祉関係機関・相談事業所との連携や自治会を通じて地域住民には行事・イベントの開催を回覧・配布し、センター事業の周知やPRをする事でセンターの利用に繋げられるよう検討します。	B
88	46	2 地域生活の支援	6 保健・医療の充実	携⑨保健・医療・福祉の連携	地域総合支援協議会の活動を通じて、保健・医療・福祉各分野の関係機関によるネットワークを利用し、関係機関との連携強化を図ります。	支援の連携強化を図るために、各部会には福祉分野だけでなく、医療、保健分野の職種があります。子ども発達支援部会には保健分野、研修部会には医療分野等の職種の参加を依頼しており、各部会において関係機関との連携を図りました。		障害の分野では、協議会各部会の活動により、保健・医療・福祉の連携がとれています。今後は、介護サービスへの移行など更に高齢福祉分野との連携が必要となりますが、協議会各部会には高齢福祉分野の職種の参加が少ない状況です。	高齢福祉分野との連携を更に深めるため、互いの制度や内容を理解し、連携を図ります。	B
89	47	2 地域生活の支援	7 人材の育成	保①福祉人材の養成と確保	安定的かつ良質なサービスの提供及び職員の資質向上のために、支援関係機関と連携した研修会の開催により、障害者福祉に関わる職員のスキルアップの機会を提供し、人材の養成と確保を図ります。	障害者支援施設やグループホーム、障害者就労支援施設等で障害者への日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援等を行う生活支援員や、サービス利用計画を作成し利用者の支援を行う相談支援専門員等の資質向上のため、協議会の研修部会にて研修を実施しました。 新規相談支援事業所に、委託相談支援事業から指導や助言をしてもらい、スキルアップに取り組みました。	研修部会主催の研修会開催回数 (No. 29参照)	障害福祉サービス利用者が年々増加していますが、事業所の職員が不足しています。	引き続き、研修部会での研修を通じ、職員の資質向上に努めます。 また、介護保険サービス事業所へ情報提供し、新たに共生型サービスについて事業参入を促すことにより、障害福祉分野の人材の確保に努めます。	B
90	47	支2 地域生活の支援	7 人材の育成	祉②職魅力づくり	福祉業務従事者が安心して従事できるよう、福祉現場の声を聞くとともに、国の施策の動向を注視し、県との連携を図りながら、福祉職場の環境づくりを推進します。	例年「防府市総合社会福祉大会」において、福祉についての講演会や、業者による福祉器具や福祉車両等の展示・説明を行うスペースの提供を行い、市民に対し福祉の重要性についての理解促進・啓発を行っていましたが、コロナ禍で大会が中止となったため、その機会がありませんでした。		福祉事業所の職場環境の整備・向上についてはその事業所内での取組の程度によるところが多く、市としての取組には限界があります。	障害者・障害児の福祉や支援環境の理解促進・啓発につながるよう、各種イベントや市広報等での取組を検討し、福祉職場の環境づくりに取り組みます。	C

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
91	47	2 地域生活の支援	7 人材の育成	③ 障害者支援のためのボランティアの養成	講習会や養成講座を開催し、障害のある人の支援を行う各種ボランティアの養成・育成を行います。	市社協が主催するボランティア入門講座と農業大学校において、各1回ボランティア等に関する講師を市民活動支援センター職員が務めました。 音訳ボランティア講習会は、次年度に持ち越す補講日を設けることで予定回数を開講することができました。 要約筆記体験講座については、参加人数の削減と、時間短縮や開催日を分けて開催しました。 多様な組織と連携しながら、人材・団体養成講座を開催し、次代を担う人材の育成に取り組みました。	まちづくりボランティア養成講座 受講者数 開催数 H24 27人 3回 H25 8人 1回 H26 55人 6回 H27 24人 1回 H28 14人 1回 H29 19人 2回 H30 19人 1回 R01 29人 9回 R02 実績なし R03 実績なし※受講者数は延べ数で記載。 農業大学校でボランティア等に関する講師を市民活動支援センター職員が務めた。  R3 音訳ボランティア講習会：136人 14回/年 要約筆記体験講座：16人 3回/年 市民手話講習会：中止 傾聴ボランティア養成講座：61人 5回/年 (内、1回は市民公開講座として開催 参加人員38名)	障害者ニーズに対応できるボランティア活動団体の育成に努めるとともに、そのような団体を支える市民意識の高揚を図る必要があります。 ボランティア団体の活動が市民に伝わるような活動の周知方法を工夫する必要があります。引き続き、講習会の参加者が活動につながるよう支援していく必要があります。 また、感染予防対策を徹底して開催する必要があります。	ボランティアに対する障害者のニーズの把握に努めます。 令和3年度は、新しい生活様式に則した企画を実施しました。令和4年度も、各種ボランティアの養成・育成が実施できるように努めます。	C
92	47	2 地域生活の支援	7 人材の育成	成③ 障害者支援のためのボランティアの養成	講習会等の実施時に、ボランティア活動の実践活動体験や障害のある人との交流事業を開催し、講習会等修了者のボランティア定着率を向上させます。	新たな地域交流拠点の場として市内で活動している子ども(地域)食堂とボランティアをコーディネートしました。	イベント等におけるボランティア活動のコーディネート H28：29人 H29：45人 H30：34人 R01：31人 R02：1人 R03：57人	ボランティア活動団体の育成に努めるとともに、そのような団体を支える市民意識の高揚を図る必要があります。 「支える側」、「支えられる側」と区別することなく、ボランティア活動団体にも気軽に参加できる環境づくりをしていく必要があります。	ボランティアに対する障害者のニーズの把握に努めます。 イベントの開催内容やボランティア活動団体の周知方法を工夫を行います。	B
93	48	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	① 防災意識の高揚	障害のある人やその家族に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止装置等の家庭内での予防・安全対策の理解が高まるよう防災知識の普及啓発を進めます。	防災に関する基礎的な知識等の周知・啓発のために出前講座を開催しました。	出前講座 H28 47回 1,467人 H29 35回 1,185人 H30 35回 1,316人 R01 50回 1,855人 R02 42回 1,613人 R03 32回 1,640人  防災訓練 H28 富海地域 H29 玉祖地域 H30 小野地域、潮彩市場西側広場 R01 開催なし R02 天候不順により中止 R03 小野・右田・玉祖地域	特にありません。	引き続き、聴覚障害者福祉団体等からの依頼に基づき、出前講座を実施します。 なお、各福祉団体の総会等に出席し積極的なアプローチを行っていきます。	B



No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
94	48	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	① 防災意識の高揚	災害発生時に障害のある在宅者の避難誘導を迅速に行うためには、本人や家族以外に近隣住民の協力体制が不可欠となることから、市総合防災訓練や自主防災組織で行う災害情報の伝達や避難誘導の訓練等を定期的実施します。	情報伝達的手段として、防災ラジオを配布(障害者手帳の交付を受けている障害者のいる世帯などは無償)するほか、電話・FAX配信サービスや防災メール、同報系防災行政無線屋外拡声子局、防災行政無線テレホンサービスなど、さまざまなツールを活用した情報伝達を行いました。	防災行政無線テレホンサービス H27.2～H27.9.11 514着信 H27.9.12～H28.6.16 328着信 H28.6.17～H29.4.28 368着信 H29.4.29～H30.4.25 318着信 H30.4.29～H31.5.16 470着信 R1.5.17～R2.3.31 230着信 R2.4.1～R3.3.31 314着信 R3.4.1～R4.3.31 283着信  電話・FAX配信サービス登録件数 H29:6件 H30:18件 R01:10件 R02:9件 R03:4件	情報伝達の啓発、拡大、平素からの自主防災組織や民生委員、市社協等との連携の強化が必要です。	自主防災組織での要配慮者支援を意識した防災訓練等の実施を促進するための、定期的な研修会等の開催を検討します。	B
95	49	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	① 防災意識の高揚	住宅用火災警報器を設置したことによる住宅火災の逃げ遅れに対する有効性について周知し、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	平成26年3月までに市内の全世帯を対象とした住宅用火災警報器の設置状況を調査したことから、平成26年度からは未設置世帯と不在世帯数の再調査を開始し、R03年度は、29自治会2493世帯を再調査しました。 そのうち、分団員が各地元地域(野島を除く12地域)の住宅用火災警報器の設置状況の調査(各10世帯程度)を実施しました。	R02年度(6自治会) (住宅用火災警報器設置状況再調査) 対象世帯数 1035世帯 実施世帯数 580世帯 設置世帯数 297世帯 未設置世帯数 220世帯 不在世帯数 455世帯  R3年度(29自治会) (住宅用火災警報器設置状況調査) 対象世帯数 2493世帯 実施世帯数 1245世帯 設置世帯数 631世帯 未設置世帯数 481世帯 不在世帯数 1380世帯	未設置理由として、付けそびれているというのが多いが高齢者世帯などで、警報機の価格が高く経済的負担が大きいという理由もあった。(年金生活者などは、例えば数千円のものでも負担である。) また、設置していても10年程度経過し、そのまま放置して、結果未設置世帯となるケースもある。	付けそびれている。または電池切れのまま忘れて放置している等の世帯にあっては、これまで以上に住宅用火災警報器設置調査時や各種イベント時、市のホームページ等で広報宣伝を行っていく。その際、火災時、住宅用火災警報器の作動により迅速に避難出来た奏効事例なども示して、住宅用火災警報器を備え付けた方が良いという意識を持ってもらうことも重要である。 また、低所得者世帯には、市の予算で購入補助等考慮していく必要がある。	C
96	49	支2 地域生活の支援	対8 策防の災推・進防犯	備援② 体災制害等時の整支	平常時の避難行動要支援者名簿情報に基づき、災害時の見守り活動、救出、救護の協力等の支援体制づくりのため、地域の避難支援等関係者や地域住民と連携を図りながら個別支援計画の作成を支援します。	地域の避難支援等関係者(民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等)への名簿情報の提供時に、地域のできる支援の取組の一つとして、個別支援計画の作成を促進しました。		個別支援計画は障害のある人等が必要な人ごとに避難場所や避難ルート、手助けする支援者の氏名を記載しなければならず、作成に時間と労力がかかるため、作成が進んでいません。	引き続き、平常時の避難行動要支援者名簿情報に基づき、地域の避難支援等関係者や地域住民と連携を図りながら個別支援計画の作成を促進します。	C
97	49	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	備② 災害時の支援体制等の整	避難所を開設する際は、密集を避けるために多くの避難所を開設、発熱者のための専用スペースの確保等の感染症対策に配慮します。	8月の大雨に伴い避難所を開設した際には、公民館と小中学校を同時に開設することで、密集を避けるようにしました。 発熱者は全ての避難所でいみせませんが、もしも発熱者がいた場合には専用のスペースを確保しており、感染症対策に配慮します。		発熱者が遠慮して避難しない、ということのないように周知していくことが必要と感じています。	コロナ禍が継続する限り、引き続き対応を行っていきます。	B
98	49	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	備② 災害時の支援体制等の整	障害の種類や程度は様々であり、また、環境の変化により心身の状態が大きく変わるため、避難所において障害のある人等に配慮した生活・支援が可能となるよう、障害の特性を踏まえた福祉避難所の整備・拡充や緊急受入先の確保を、社会福祉施設等と連携を図りながら進めます。	「災害時におけるストーマ装具等の供給に関する協定」について、協力の申出があった事業所と協定を締結しています。	福祉避難所の指定数(25年度～) H25:4箇所、H26:5箇所 H27:5箇所、H28:10箇所 H29:11箇所、H30:11箇所 R01:12箇所 R02:12箇所 R03:12箇所	福祉避難所を開設し運営していくための人的支援や必要となる備品の整備についても、市と事業者が連携する必要があります。	今後も福祉避難所数を充実させるとともに、人的・物的支援体制構築に向けて協定を結び、人的・物的支援体制確保に努めます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
99	49	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	実③ 防犯・安全ネットワークの充	一人暮らしの重度身体障害者や高齢者が急病や災害時の連絡、また、緊急時以外も安否確認や気軽に相談ができるよう、緊急通報装置の貸与制度の周知・普及を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、市民の方への周知・普及を図りました。	緊急通報装置の年度末設置件数 H24: 713件、H25: 683件 H26: 646件、H27: 631件 H28: 274件(センター方式) H29: 886件(センター方式) H30: 928件(センター方式) R01: 966件(センター方式) R02: 938件(センター方式) R03: 1,150件(センター方式)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、本サービス及び介護予防についての普及啓発を進めていく必要があります。	一人暮らしの重度身体障害者や高齢者が急病や災害時に親族、消防署、協力員等に緊急に連絡ができるよう、緊急通報装置貸与制度の周知・普及を図ります。設置・取付工事の際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮します。	B
100	49	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	実③ 防犯・安全ネットワークの充	障害のある人の救急活動に役立つ「救急おたすけっと」の周知・普及を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、市民の方への周知・普及を図りました。	救急おたすけっと配付件数 H24: 165件、H25: 184件 H26: 190件、H27: 114件 H28: 215件、H29: 153件 H30: 88件、R01: 79件 R02: 83件、R03: 33件	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、本サービス及び介護予防についての普及啓発を進めていく必要があります。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、一人暮らし高齢者が増加していく中で、いざという時のための救急活動に役立つ「救急おたすけっと」の普及啓発を図ります。	B
101	49	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	実③ 防犯・安全ネットワークの充	障害のある人への災害情報等の伝達を効果的に行うため、防災ラジオや電話・FAX配信サービス、携帯電話等のメールによる情報伝達の周知や普及を図ります。	障害福祉課では、障害者手帳の新規交付時または更新時に窓口で防災ラジオ配布について説明し、希望者には申請受付を行いました。 また、希望者は市に登録申請を行うことにより、災害時に通知を受けることが可能です。	防災ラジオ配布件数 R02: 252件 R03: 143件	特にありません。	引き続き、障害者手帳の新規交付時または更新時に窓口で周知を図ります。	B
102	49	2 地域生活の支援	の8 推進 防災・防犯対策	ト③ 防犯・安全ネットワークの充	聴覚障害のある人への通信手段として、FAX、情報受信装置等の日常生活用具の給付を行います。	聴覚障害者への日常生活用具の給付を継続的に行いました。	聴覚障害者への情報伝達関連用具給付件数 H24: 7件、H25: 2件 H26: 3件、H27: 4件 H28: 9件、H29: 7件 H30: 8件、R01: 9件 R02: 7件、R03: 16件	聴覚障害者を対象とした日常生活用具として、テレビ電話やファックスのほかにも、屋内信号装置や目覚まし時計等があり、給付制度の認知度の向上が課題です。	障害者手帳交付の際に、日常生活用具担当者から、対象となる用具についての説明や資料提供を徹底します。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
103	50	2 地域生活の支援	8 防災・防犯対策の推進	③ 防犯・安全ネットワークの充実	聴覚・言語に障害のある人等からの緊急通報手段である「FAX110番・FAX119」やインターネット機能を利用した「110番アプリシステム・Net119」の広報・普及を図ります。	前年度同様、聴覚・言語機能障害者に対する周知を図るため、市広報に年2回情報掲載するとともに、FMわっしょいにも年2回出演し、Net119及びFAX119の広報を実施しました。	H28年度 FAX119による通報なし Web119登録者数85人 (再登録者47人) H29年度 FAX119による通報なし Web119登録者数91人 Web119による通報なし H30年度 FAX119による通報なし Net119登録者数88人 Net119による通報なし R01年度 FAX119による通報なし Net119登録者数97人 Net119による通報なし R02年度 FAX119による通報なし Net119登録者数94人 Net119による通報なし R03年度 FAX119による通報なし Net119登録者数100人 Net119による通報なし	本施策の新規登録者数が伸び悩んでいることから、今後もホームページや市広報等、多様な媒体を活用した市民への周知が必要と考えます。 本施策のサービスを提供する事業者が今年度末をもって撤退することとなったため、同様サービスを提供する別事業者の選定、並びに、サービス提供者が変更することに伴う登録者への説明、継続手続きが必要となってきます。	本施策（FAX119及びNet119）について、ホームページ及び市広報等への掲載、FMわっしょいを通じた広報を継続して実施します。 今年度末で本施策サービス提供者の撤退を受け、同サービス提供を継続できる別事業者の選定・検討に着手するとともに、既登録者の継続手続きがスムーズに行えるよう調整を進めます。	B
104	50	2 地域生活の支援	進 8 防災・防犯対策の推進	ワ③ 防犯・安全ネットワーク	契約や金銭管理に支援が必要な障害のある人への悪徳商法などの被害を未然に防止するため、必要な情報提供を行います。	障害や認知症等の理由により、判断力が不十分で配慮を要する障害者や高齢者の消費者被害を防止するため、関係機関・団体とともに、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、市消費生活センターに「防府市消費者被害防止ネットワーク連絡協議会」を設置しました。	相談・対応実績なし。	協議会の構成員が間接的に知り得た配慮を要する障害者等の情報を、協議会の仕組みを活用して解決できる体制づくりが必要です。	課題を解決するため、協議会の構成機関・団体の再検討を進めるとともに、引き続き、消費者被害防止のために相談の受付や啓発活動を実施します。	B
105	51	支 2 地域生活の支援	備 福 9 市有施設障害者の福祉の整備	策 施 ① 障害者福祉	愛光園、太平園、なかよし園の移転も含めた防災対策の検討を行います。	庁内組織の幹事会、委員会を立ち上げ協議を行いました。		特にありません。	庁内組織での協議を継続します。	B
106	52	3 社会参加の促進	1 教育の充実と生涯学習の推進	① 就学前教育・療育の充実	子どもの発達に気になる保護者が気軽に相談できる窓口として、保健センターや防府市児童発達支援センターを周知し、きめ細やかに相談に対応できる体制と関係機関との連携に努めます。 また、幼児健康診査の実施にあわせて、5歳児発達相談会を開催し、早期に保護者の相談に応じ、支援につなげられるように努めます。	子どもの発達支援、就学支援を図るため、5歳児発達相談会や幼児心理相談等開催しました。また、幼児健診(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)等で、子どもの発達に関する相談について臨床心理士による相談「幼児心理相談、1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査」を実施しました。また、保護者の相談に対し、必要時には個別で電話や来所相談に応じ、相談機関を紹介するなど、相談やサービスにつながる支援をおこないました。	相談受理件数（障害相談） H26：71件、H27：94件 H28：72件、H29：72件 H30：39件、 ※R01から集計方法が変更された。 R01：28人、R02：15人 R03：0人  5歳児発達相談会相談人数 H28：84人、 H29：77人、 H30：70人 R01：64人、 R02：86人、 R03：68人  幼児心理相談人数 H28：72人、 H29：75人、 H30：77人 R01：74人、 R02：73人、 R03：75人	相談会の場だけでなく、電話や来所による相談もあり、保護者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知が必要です。 また、相談会は、年々参加希望者が増加しており、相談員の確保が難しいことや、継続的に支援を行うための療育機関等の空きが少ないことが課題であり、療育機関や医療機関等専門機関との連携が必須になっており、教育・福祉・医療等の連携による包括的・継続的な支援方法の検討が必要です。	関係機関と連携を図り、発達の心配な子ども及び保護者が相談できるよう、必要時には専門的な相談や療育につなぐ等継続した支援を実施しつつ、相談会の実施や相談体制の強化に努めます。また、保護者が気軽に相談できるよう、引続き相談窓口の周知を行います。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
107	52	3 進社会参加の促進	1 進生涯教育の習充の実	実育①・就療学育前の充	乳幼児期から就学まで子ども・保護者を継続的に支援していくため、療育機関と幼稚園、保育所、学校、庁内関係課等の連携を一層強化します。	保育所保育指針に基づき、保育所における保育の内容を記録した保育要録を子どもの育ちを支えるための資料として就学先となる小学校へ送付するとともに、関係機関等との交流及び連携を図りました。	5歳児発達相談会相談人数 (24年度～) (No. 106参照)  防府市就学相談会 (29年度～) (No. 108参照)	乳幼児期から就学まで子ども・保護者を継続的に支援していくため、療育機関と幼稚園、保育所、学校、庁内関係課等の連携を一層強化します。	子どもの発達に関する相談や、育児の支援や相談が今後必要な子ども及び保護者には、経過の確認や相談を継続しました。今後の育児、療育に関しての支援が必要な場合は、より専門的な臨床心理士による「幼児心理相談」や、理学療法士による「理学相談会」を実施しました。	B
108	52	3 社会参加の促進	1 進教育の充実と生涯学習の推進	① 就学前教育・療育の充実	就学前の幼児の障害に早期に対応するため、通級指導教室幼児部において、よりきめ細かい指導を行うとともに、円滑に就学できるよう支援・助言を行います。	5歳児発達相談会や就学相談会等、早期からの支援体制の充実により、通級指導教室幼児部の周知がより図られ、本事業に対する要望が増加しました。相談会だけでは対応できなかったため、個別に市役所や園でも就学相談を行いました。	5歳児発達相談会相談人数 (24年度～) (No.106参照)  防府市就学相談会 (29年度～) H29 45名 H30 45名 R01 80名 R02 82名 <b>R03 112名</b>	就学前の言語の遅れやソーシャルスキルに関して不安を抱えた保護者が増加しており、本事業に対する要望が年々高まっています。しかし、開始前の相談に数か月を要します。相談時間の確保や指導の受入れのために、補助指導員及び指導のための施設・設備の整備が必要です。	幼児通級希望者の増加に伴い、補助指導員の増員や施設・設備の増設・充実を検討します。	B
109	53	3 社会参加の促進	1 進教育の充実と生涯学習の推進	① 就学前教育・療育の充実	通級指導教室幼児部の充実のため、指導員への研修会や講習会への参加を促進し、指導員の資質の向上を図ります。	防府市通級指導教室幼児部補助指導員は1日5時間45分の勤務形態であり、年々幼児通級希望者が増加していることなどから、教室を離れて研修会へ参加することが難しい状況でした。また、参加可能な研修会にも限りがあるうえ、令和3年度の研修会はコロナの影響ですべて中止になりました。	参加研修会 R01 山特連難聴・言語障害教育部研修会 1回 R02 なし R03 なし	指導員は1日5時間45分勤務であるため、十分な研修時間を確保することが難しい状況です。また、年々幼児通級希望者が増加しているため、教室を離れて校外研修に参加することが難しい状況にあります。	指導員を増員し、輪番で研修に参加できる体制を整えることが求められています。また、特別支援教育推進員からの適切な助言を、日々の指導に生かす必要があります。	B
110	53	3 社会参加の促進	1 進教育の充実と生涯学習の推進	① 就学前教育・療育の充実	保育所における障害のある子どもの受入れ促進を目的とし「発達支援体制整備事業」や、障害のある子どもの受け入れに必要な施設整備を図る「障害児受入促進事業」を進め、保護者が安心して入所させることのできる環境を整えます。また、障害児保育研修への参加促進により、保育士の資質向上を図ります。	保育所等における障害児の受入れを促進するため、障害児の保育に必要な保育士の増補に係る費用負担を軽減し、保育体制の整備を図りました。さらに、障害児の受入れを予定している私立保育所1園及び私立認定こども園2園に対し、障害児を受け入れるために必要な施設の改修（トイレバリアフリー工事等）に対する補助を行い、保育環境を整備しました。また、各種研修参加に係る費用の一部を補助することにより、研修への参加を促進するとともに、保育士の資質向上を図りました。	発達支援体制整備事業 H24：13園、H25：13園 H26：14園、H27：15園 H28：15園、H29：15園 H30：15園、R01：16園 R02：16園、R03：16園 障害児受入促進事業 H24：4園、H25：2園 H26：3園、H27：3園 H28：3園、H29：3園 H30：2園、R01：2園 R02：2園、R03：3園	私立保育所、私立認定こども園の経費面で一定の負担軽減は図られていますが、障害児の受入れのために必要な保育士の確保が困難なため、受入体制が十分に整わない保育所があります。	障害児保育に係る保育所等の経費負担軽減を継続するとともに、障害児保育の重要性に対する理解を深め、障害児の受入れを促進します。また、保育士の障害に関する研修等への積極的な参加を促し、保育に携わる者の専門性の向上を図るとともに、必要に応じ専門機関との連携を図り、きめ細やかな保育を実施します。	B
111	53	3 社会参加の促進	1 進教育の充実と生涯学習の推進	の① 充就学前教育・療育	幼稚園における障害のある子どもの受入れを進めるため、教職員に対する研修や施設環境整備への取組を支援します。	実績なし	実績なし	特になし	私立幼稚園における障害児の受入れが円滑にいくよう、支援を継続して取り組みます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
112	53	3 社会参加の促進	学1 習教の育推の進 充実と生涯	の① 充就 実学 前 教 育 ・ 療 育	障害のある子どもが特性に応じた適切な療育支援を受けることができるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援の提供体制の確保を図ります。	対象者が適切なサービスが利用できるように、相談、申請から訪問等により調査を行い、適正な支給決定を行いました。 また、年に1度定期的に更新を行い、必要に応じてサービス継続を行い、サービス提供体制が確保できるように努めました。	児童発達支援事業所数（24年度～） H24：2箇所、H25：3箇所 H26：3箇所、H27：5箇所 H28：6箇所、H29：7箇所 H30：7箇所、R01：7箇所 R02：7箇所、R03：7箇所	障害児の早期療育の重要性や障害に関する理解が進み、サービスの利用を希望する保護者が増加していますが、サービスを提供する事業所が受け入れられる児童数には限りがあり、希望する事業所へ通うことができない場合があります。	児童発達支援センターの機能を活用し、障害児が必要な療育を受けながら地域とともに生活するために、関係機関との連携を強化します。 今後も、支給決定基準を遵守しつつ、申請者の生活状況等を勘案し、サービスの支給決定を行うとともに、協議会等の場で事業者と支援体制の課題や解決策について検討します。	B
113	53	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推	① 就 学 前 教 育 ・ 療 育 の 充 実	保護者サークル・団体連絡会を開催し、障害のある子どもを持つ保護者同士の情報交換の場を提供するとともに、保護者が抱える課題を検討し、地域で保護者を支える仕組みをつくることにより、共生社会の実現を目指します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数が減り、各団体の活動も縮小又は自粛を行いました。また、コロナ禍や災害時に不安に思うことなどを話し合い、防災危機管理課の出前講座を行いました。	保護者サークル・団体連絡会定例会開催回数 H24：5回、H25：10回 H26：12回、H27：5回 H28：6回、H29：6回 H30：6回、R01：5回 R02：4回、R03：4回	今後も保護者の連携を図り、地域で保護者を支える仕組みづくりに取り組む必要があります。	保護者サークル・団体連絡会が、保護者達の情報交換の場として機能し、保護者が抱える共有の課題を検討することによって保護者の連携を図り、地域で保護者を支える仕組みづくりに取り組むことにより、自助・共生社会の実現を図ります。	B
114	53	3 社会参加の促進	1 教育の充実と生涯学習の推	② 義 務 教 育 段 階 の 教 育 の 充 実	就学相談の実施や防府市教育支援委員会の開催等により、保護者や関係機関との連携を深め、障害のある児童生徒に必要な教育的支援を推進します。	平成27年度から特別支援教育推進員を1名雇用し、専門的な立場で就学相談を行い、より一層適正な就学に向けての支援体制を構築しています。 また、年間4回の防府市教育支援委員会を開催し、市内の就学児及び児童生徒に必要な教育的支援について審議しました。	R01教育支援委員会 4回実施 審議件数等については非公開  R03教育支援委員会 4回実施 審議件数等については非公開  特別支援教育推進員 R01 相談・訪問件数 263件 研修会等協力 16回 地域コーディネーターへのスーパーバイス及び協力 16回  R02 相談・訪問件数 263件 研修会等協力 4回 地域コーディネーターへのスーパーバイス及び協力 37回  R03 相談・訪問件数 404件 研修会等協力 5回 地域コーディネーターへのスーパーバイス及び協力 4回	就学相談が未実施の未就学児の把握が困難であり、必要な教育的支援ができないケースがあります。幼稚園・保育園への訪問や聞き取り等による情報交換を行い、連携を深めることが必要です。 また、幼稚園・保育園の教職員へ研修会等への参加を促すなど、特別支援教育への理解を深めていくことも必要です。	幼稚園や保育園の職員の資質向上を図り、適切な教育支援ができるよう、より一層情報提供や情報交換を進める必要があります。	B
115	53	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推	② 義 務 教 育 段 階 の 教 育 の 充 実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画の作成等により、きめ細かく教育内容や方法等の改善を図るなど、特別支援教育の質的充実を図ります。	市内の全小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画や指導計画は全て作成されました。	校内コーディネーター研修会開催回数 R01:1回実施 R02:2回実施 R03:1回実施	校内コーディネーターの専門性の向上を図り、校内支援体制の更なる充実のために、各校の課題を把握し、課題に対応した研修課題の実施や内容の充実が求められます。	各校の課題を把握し、課題に対応した研修会を実施することで、校内コーディネーターの専門性の向上を図ります。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
116	54	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推進	② 義務教育段階の教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援員の配置や校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名等により、特別支援教育における校内支援体制を充実させ、教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進します。	校内コーディネーターの資質を向上するための研修会を実施し、資質向上に努めました。 特別な支援を要する児童生徒に対する支援員の配置や校内委員会の開催等、校内における中心的立場で特別支援教育を推進しました。	特別支援教育担当者研修会(H29～) R01:1回実施 担当者・管理職 52名参加 R02:中止 R03:1回実施 担当者・管理職 52名参加  校内コーディネーター研修会 R02:2回実施 担当者 27名参加 R03:小中27名、幼保26名参加  学校支援員研修会 R01:2回実施 R02:1回実施 R03:2回実施	校内コーディネーターの専門性の向上を図り、校内支援体制の更なる充実のために、各校の課題を把握し、課題に対応した研修課題の実施や内容の充実が求められます。	各校の課題を把握し、課題に対応した研修会を実施することで、校内コーディネーターの専門性の向上を図ります。	B
117	54	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推進	② 義務教育段階の教育の充実	校内コーディネーター研修会や学校支援員研修会等を実施し、教職員の資質の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、指導方法の工夫・改善を図ります。	インクルーシブ教育システムの構築、充実のために、管理職を対象とした研修会を実施しました。併せて、従前の校内コーディネーター研修会、学校支援員研修会を引き続き開催し、特別支援教育に直接携わる教員の資質向上を図りました。		実施した研修内容が確実に校内で復伝、共有され、インクルーシブ教育システムの構築、充実されることが必要です。	各校の特別支援教育に関するニーズを的確に把握し、研修内容に反映することで、校内で活用できる情報提供に努めます。	B
118	54	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推進	② 義務教育段階の教育の充実	障害のある児童生徒の自立・社会参加に向け、小・中学校における合理的配慮を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。	ICT機器の配置については、引き続き、児童生徒の状況に対応したアプリケーションソフトを導入しました。	視覚優位等の児童生徒のためのアプリケーションソフトを導入。	児童生徒一人ひとりのニーズは異なるため、今後さらに、個に応じた教育の推進が求められます。	ICT機器や、アプリケーションソフトに関する研修会を行うことで、より効果的な活用方法等について研究を進めていく必要があります。	B
119	54	促3 社会参加の促進	推と1 進生涯学習の充実	推③ 生涯学習の推進	手話通訳者・要約筆記者の派遣等関係制度の広報・周知を図り、障害のある人が参加しやすい学習の場づくりを進めます。	人権学習講演会と市民セミナー、成人式にて、手話通訳や要約筆記を配置し、ソフト面において障害者の方にも配慮して実施しました。なお、中学生スピーチコンテストは作文コンテストに変更、人権学習推進市民会議総会は書面開催となったので、手話通訳や要約筆記の配置はしていません。	人権学習講演会、市民セミナー、成人式にてそれぞれ配置。中学生スピーチコンテストは作文コンテストに変更、人権学習推進市民会議総会は書面開催となったので、手話通訳や要約筆記の配置はしていません。	公民館等で行われる学級・教室や短期講座などでの手話通訳や要約筆記の配置。	生涯学習課主管の事業の中で、多くの人を対象とした事業については、今後も引き続き手話や要約筆記の配置を行います。	B
120	54	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推進	③ 生涯学習の推進	公民館等生涯学習の場となる施設の使用料の減免制度により、生涯学習活動を支援します。	障害福祉団体が生涯学習施設を使用するに当たり、月1回1区分の使用料を減免とし、生涯学習活動を支援しました。	登録件数 H26：11件、H27：12件 H28：5件、H29：5件 H30：3件、R01：2件 R02：3件 R03：1件	特になし。	今後も引き続き支援します。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
121	54	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推進	③ 生涯学習の推進	大活字本や点字図書、音訳図書、触る絵本等多様な図書館資料の充実や、移動図書館車（ブックモバイル）の運行、郵送貸出の実施により、図書館へ通うことが困難な障害のある人も身近に図書館資料を利用できる環境の整備を推進します。	大活字本、点字図書、音訳図書、布絵本等を計画的に収集しました。また、音訳図書、点字図書、布絵本等を制作するボランティアを支援しました。 移動図書館の福祉施設巡回時には、大活字本等を多く搭載するなど、資料の構成に配慮しました。 国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」の送信を受ける承認を受けました。 伊藤忠記念財団よりマルチメディアDAISYの寄贈を受けました。 また、視覚障害者等、身体障害者への郵送貸出を実施しました。	郵送貸出件数 H24:3件、H25:4件 H26:5件、H27:2件 H28:1件、H29:0件 H30:1件、R01:0件 R02:3件、R03:1件	障害者向けサービスについて、より一層周知が必要です。	国立国会図書館の視覚障害者等用デジタル送信サービスを、自宅や自宅の近くで利用できる仕組みを構築します。	B
122	54	3 社会参加の促進	進1 教育の充実と生涯学習の推進	進④ 施設のバリアフリー化の促進	保育所や社会教育施設等において、障害の有無にかかわらず様々な人々が利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を促進します。また、小・中学校においてもバリアフリー化を推進し、児童生徒の障害に応じて、学校施設の改修を実施します。	小野公民館の建替えにあたり玄関スロープやバリアフリートイレを設置しました。 保育所は、宮市保育所は平成23年度に改築を行ったため、バリアフリーに対応しています。 学校は、歩行困難な生徒が安心して利用できるように、牟礼中学校の校舎トイレ1箇所について段差を解消し、屋外階段には手すりを設置しました。 また、車いすの生徒が他学級の教室の前を通らず通学ができるように、桑山中学校の屋内運動場側にも障害者用駐車場を整備しました。	改修件数 H24:3件、H25:4件 H26:5件、H27:2件 H28:1件、H29:0件 H30:1件、R01:0件 R02:3件 R3 4件(小野公民館建設工事及び学校3件)	市内の生涯学習施設（文化福祉会館、公民館等）は施設の構造上、バリアフリー化（改修）が困難な建物もあります。 保育所は、とのみ保育所、江泊保育所は建築後40年以上経過しており、老朽化が進んでいるため、バリアフリー化を含めた施設整備が必要です。 学校では、施設の改修は騒音や振動を伴うため授業中の施工は困難なので、障害のある人の受け入れまでの時間が短ければ軽微な改修しかできない事が多く、十分な対応ができていないとは言えません。	各公民館等の建替えにあたっては、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設整備を進めていきます。 保育所は、とのみ保育所、江泊保育所は老朽化が進んでおり、大規模改修又は改築実施時におけるバリアフリー化を検討します。 防府市学校施設長寿命化計画に基づく改良工事を計画的に進める中で、バリアフリー化、洋式トイレの設置等、誰もが使いやすい校舎となるよう設計段階から配慮します。 また、障害のある児童や生徒の受入れに対しても可能な限り迅速に対応できるよう、関係部署との連携強化を図ります。	B
123	55	3 社会参加の促進	1 教育の充実と生涯学習の推進	④ 施設のバリアフリー化の促進	障害のある人の図書館利用を支援するため、音声付障害者用インターネットサービスや携帯助聴器等を配置し、図書福祉機器の利用促進に努めます。	以下の図書福祉機器を設置。 ・拡大読書器(平成18年度から設置) ・障害者サービス室(対面朗読等に対応、平成18年度から設置) ・DAISY図書再生録音機(平成18年度から設置) ・筆談ボード(平成27年度から窓口2か所に設置) ・音声付障害者用インターネットサービス(平成29年11月から開始) ・リーディングルーペ、リーディングトラックの館内貸出(平成30年度から開始) ・携帯助聴器(平成30年度から設置) ・書見台(令和3年度から設置) ・録音図書再生録音機(令和3年度から設置) ・タブレット3台およびPC2台にDAISY再生ソフトをインストール(令和3年度から設置)	以下の図書福祉機器を設置。 ・拡大読書器(平成18年度から設置) ・障害者サービス室(対面朗読等に対応、平成18年度から設置) ・DAISY図書再生録音機(平成18年度から設置) ・筆談ボード(平成27年度から窓口2か所に設置) ・音声付障害者用インターネットサービス(平成29年11月から開始) ・リーディングルーペ、リーディングトラックの館内貸出(平成30年度から開始) ・携帯助聴器(平成30年度から設置) ・書見台(令和3年度から設置) ・録音図書再生録音機(令和3年度から設置) ・タブレット3台およびPC2台にDAISY再生ソフトをインストール(令和3年度から設置)	図書福祉機器の利用を促進するとともに、職員が機器の操作に習熟するよう努めます。	利用者やその関係者への周知を図ります。	B
124	55	3 社会参加の促進	学1 教育の充実と生涯学習の推進	制⑤ 進学実相談・支援体制	総合支援学校等に通学する卒業を控えた生徒の進路について、本人や保護者の意見を踏まえ、本人、保護者、学校、相談支援事務所等を交えて協議します。	総合支援学校に通学する生徒及びその保護者、学校と相談支援事業者等と進路について本人や保護者の意見を踏まえ協議しました。 総合支援学校の高等部2・3年生の進路相談会に、障害福祉課、相談支援事業者等が参加し、進路について定期的に協議を開催しました。なお、必要性の高い生徒や保護者については学年を問わず、適宜進路相談会に関係機関が参加しました。		特にありません。	引き続き、本人と保護者、学校、支援関係機関と進路について、本人や保護者の意見を踏まえ協議します。	B
125	56	3 社会参加の促進	進2 就労の支援と雇用の促進	① 就労訓練等の充実	就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所の整備について、圏域のニーズ等の状況を確認しながら、事業者とともに進めていきます。	就労継続支援A型サービス事業所の新規参入が1箇所ありました。	市内就労移行支援事業所数 H24:2箇所、H25:3箇所 H26:3箇所 H27:4箇所、H28:4箇所、H29:4箇所 H30:4箇所、R01:4箇所、R02:4箇所 R03:4箇所 市内就労継続支援A型事業所数 H24~H26:1箇所 H27:2箇所、H28:1箇所、H29:1箇所 H30:1箇所、R01:1箇所、R02:1箇所 R03:2箇所	就労継続支援A型は、B型とほぼ同等の人員や報酬単価にもかかわらず、雇用契約に基づく賃金等の保障を行ったり、雇用契約とサービス利用契約の二重契約が必要である等、事業所側の制度的・事務的な負担がB型事業所よりも多く、サービスを提供する事業所が増えにくい状況です。	事業者への積極的な情報提供を行い、サービスへの事業参入の促進を図ります。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3	
126	56	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	② 就労支援体制の整備	地域総合支援協議会に就労支援部会を設置し、そのネットワーク機能を活用し、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、総合支援学校、商工会議所、社会福祉協議会、相談支援事業所、障害者就労支援事業所と連携しながら、障害のある人の就労支援を行うとともに、企業側のニーズも踏まえ、障害のある人と企業双方に対する支援体制の構築を図ります。また、職業訓練等を受ける機会の提供と就業後のサポートをするため、防府地域職業訓練センターにおいて各種パソコン・スキルアップ講座を実施します。	防府地域職業訓練センターにおいて、障害者を対象とした職業訓練を6月4日から9月3日まで実施し、7名が参加しました。実務0A科ということで、Excel、Wordの使用方法を学び、山口県職業開発協会が実施する3級試験の合格を目指しています。	障害者訓練参加者 H25：10人、H26：10人 H27：11人、H28：12人 H29：24人、H30：25人 R01：11人 R02：9人 R03：7人	新型コロナウイルスの影響で参加者数は減少傾向にあるが、課題は特に見当たらない。	防府地域職業訓練センターで障害者を対象とした職業訓練を実施します。	B	
127	57	3 社会参加の促進	進2 就労の支援と雇用の促進	② 就労支援体制の整備	障害のある人の多様な就業形態の中には、障害のある人自身による創業もあります。創業フォーラム等による創業啓発や創業塾による創業知識の習得、市中小企業サポートセンターによる相談支援等により、障害のある人が創業する際の支援体制の構築を図ります。	平成30年（2018年）に市と商工会議所が「障害者雇用の推進に関する協定」を締結しました。雇用を進めるために必要な支援をおこなうとともに商工会議所との連携を深め、会員事業所に対して、情報提供や障害者就労に関する理解促進・啓発活動を継続し、障害のある人の就労機会の拡充等を図ります。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「障害者雇用促進セミナー」は開催できませんでした。	障害者雇用促進セミナー H30：1回開催 R01：開催せず R02：開催せず R03：開催せず	障害者雇用に積極的に取組む企業や事業所の情報を整理し、セミナーの内容を検討する必要があります。	引き続き商工会議所との連携を深め、必要な情報提供を行います。	C
128	57	3 社会参加の促進	進2 就労の支援と雇用の促進	② 就労支援体制の整備	「障害者優先調達推進法」の規定に基づき制定した障害者就労施設等からの物品等の調達方針を遵守し、契約の競争性や公平性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、障害者就労環境の改善を図ります。	防府市中小企業サポートセンターにおいて、創業者等へのサービスとして、相談対応、創業に関するセミナーやイベントを行いました。また、商工会議所との共催で、創業塾を開催しました。	市内における新規創業数 H28：50件 H29：43件 H30：58件 R01：28件 R02：37件 R03：59件	新型コロナウイルスが蔓延している状況ではあったが、創業塾については、オンライン受講等もできるように環境を整えたため、延期や中止にすることなく開催でき、参加者の支援が最後まで通して行えました。課題は特にありません。	防府市中小企業サポートセンターのPRを充実し、利用促進に努めます。	B	
129	57	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	進③ 福祉施設における仕事の確保に向けた取組の推進	「障害者優先調達推進法」の規定に基づき制定した障害者就労施設等からの物品等の調達方針を遵守し、契約の競争性や公平性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、障害者就労環境の改善を図ります。	障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、国が制定した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（「障害者優先調達推進法」）」の規定に基づき、本市が行う物品及び役務の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図るための方針を制定し、可能な範囲で障害者就労施設等への発注の機会の拡大に努めました。	本市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績（平成26年度～） H26：（件数）76件 （調達額）7,028,487円 H27：（件数）83件 （調達額）5,598,437円 H28：（件数）21件 （調達額）5,227,997円 H29：（件数）87件 （調達額）6,412,491円 H29：（件数）87件 （調達額）6,412,491円 H30：（件数）117件 （調達額）6,143,203円 R01：（件数）257件 （調達額）6,014,513円 R02：（件数）162件 （調達額）6,615,182円 R03：（件数）124件 （調達額）5,543,117円	物品購入や役務の調達関連の予算額等に制約があり、他の一般企業等との契約の競争性や公平性にも留意する必要があるため、発注機会の大幅な拡大は困難です。	法や方針の趣旨についての理解促進を図り、他の一般企業等との契約の競争性や公平性に留意しつつ、障害者就労施設等への発注機会の拡大に努めます。	C	



No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
130	57	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	の事③ 推の福 進確社 保施に設 向にけ たけ取 る組仕	担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障害のある人が農業の担い手になることにより、就労や生きがいつくりの場を生み出す「農福連携」を推進します。	障害者の活躍の場や高齢者の生きがいつくりの場を広げる農福連携事業の促進を図るため、障害福祉関係者、高齢福祉関係者、農業関係者それぞれの視点を踏まえ検討を行う農福連携検討会議を設置し、協議を行いました。	農福連携検討会議の開催 R03：2回	福祉施設は農業者との繋がりがなく、高齢者は農業への参入機会が乏しい。また、農業者から福祉施設等に農作業を委託する体制がないため、農福連携が進んでいない。	令和5年度からの「農福連携防府モデル※」の実施に向けて、引き続き農福連携検討会議を開催する。 ※本市の農福連携を推進するため、福祉事業所及び高齢者と農業者を繋げ、ニーズ調整やマッチング等の支援を行う体制。	B
131	57	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	進④ 障害のある人の就労に対する理解啓発の推	障害のある人やその保護者、企業関係者、福祉関係者をはじめ市民全体に対し、障害のある人の就労に対する意欲を高め、就労に関する制度や支援の説明会等を行い、障害のある人の就労に対する理解啓発を促進します。また、企業間で障害者就労に関する情報共有を行えるよう働きかけを行います。	新型コロナウイルス感染防止のため、企業懇談会の開催を中止しました。	雇用セミナー H24～26冬年度1回開催 見学・情報交換会 見学・意見交換会 市広報 H26：1回掲載 社協だより H26：3回掲載 H27：1回掲載 会議所だより H27：1回掲載 企業懇談会 H28：1回開催 企業懇談会 H29：1回開催 企業懇談会 H30：1回開催 企業懇談会 R01：1回開催 企業懇談会 R02：新型コロナウイルス感染防止のため開催せず 企業懇談会 R03：新型コロナウイルス感染防止のため開催せず	障害者雇用の進め方や準備等、企業の抱える不安や悩みを解消するため、障害者雇用に関する詳細な情報を提供していく必要があります。	障害者就労への関心を高めることや、理解が進むように、商工会議所の会報や市ホームページ等を活用し、企業等に対し情報提供を行います。	C
132	58	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	⑤ 公的機関における雇用の推進	市職員の障害者雇用率は、令和2年(2020)年6月1日現在2.71%で、法定雇用率である2.5%を上回っていますが、今後も障害のある人の計画的な採用を行います。 また、一般就労に向けた知識・技術習得の一助となるよう、特別支援学校在校生や福祉的就労施設に通所する障害のある人の職場体験実習の受け入れを行います。	令和3年度の雇用率は、2.86%であり、国が定める法定雇用率である2.6%の障害者雇用について、本市は達成しています。 職場体験実習の受入れについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は実施していません。	雇用率 H24：2.73%、H25：2.48% H26：2.66%、H27：2.79% H28：2.54%、H29：2.43% H30：2.69% R01：2.94% R02：2.71% R03：2.86% 職場体験実習の受入状況 特別支援学校等生徒 H24：0人、H25：1人、H26：4人 H27：0人、H28：4人、H29：0人 H30：2人、R01：3人、R02：0人 R03：0人 障害者就労施設利用者 H24：1人、H25：1人、H26：0人 H27：0人、H28：0人、H29：0人 H30：0人、R01：0人、R02：0人 R03：0人	令和3年度の雇用率は2.86%と法定雇用率(2.6%)を上回っているものの、令和2年度から会計年度任用職員制度の任用開始に伴い、法定雇用率の算定の基礎となる職員数が増加しており、会計年度任用職員も含め、障害のある人の雇用を検討する必要があります。	市職員の障害者雇用状況は、令和3年度において、法定雇用率である2.6%を達成していますが、今後も法定雇用率に留意し、障害のある人の計画的な採用を行います。 また、職場体験実習については、新型コロナウイルス感染症の状況により、実施を判断することとします。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
133	58	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	⑤ 公的機関における雇用の推進	「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置し、企業や市民に障害者就労に関する理解を促進・啓発するとともに、業務を通じ就労訓練や社会生活に必要な技能の向上を図ります。	「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置し、一般企業等に就労意欲のある障害者を雇用し、市役所各部署から委託された業務の実施を通じ、就労訓練や社会生活で必要となる技能の向上の支援を行いました。	H26.4.1 開設準備 H26.5.1 障害者就労ワークステーション業務開始 新規雇用 知的障害者2人 H27年度 継続雇用 知的障害者2人 新規雇用 精神障害者1人 うち一般企業へ就職 知的障害者2名 H28年度 継続雇用 精神障害者1人 新規雇用 精神障害者1人、知的障害者1人 H29年度 継続雇用 精神障害者1人 新規雇用 精神障害者1人、知的障害者1人 うち一般企業へ就職 精神障害者1人、知的障害者1人 H30年度 継続雇用 精神障害者1人 新規雇用 精神障害者2人 うち一般企業へ就職 精神障害者1人 R01年度 継続雇用 精神障害者2人 新規雇用 知的障害者1人 うち一般企業へ就職 精神障害者1人 R02年度 継続雇用 知的障害者1人 新規雇用 精神障害者1人 うち一般企業へ就職 知的障害者1人 R03年度 継続雇用 精神障害者1人 うち一般企業へ就職 精神障害者1人	より専門的な支援を受けられる、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に移行する必要があります。	令和3年度末で廃止。	B
134	58	3 社会参加の促進	2 就労の支援と雇用の促進	発⑥ 障害者雇用率制度を柱とした各種制度の普及啓	ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者雇用率制度、短期間の試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、障害のある人を雇用する事業所に対する助成制度等の周知を図り、その活用を促進します。	パンフレットや本市が発行する「防府市障害者施設資源マップ」で制度について周知を行いました。		障害者雇用について、より一層周知が必要です。	関係機関と連携して、障害のある人を雇用する事業所に対する助成制度等の周知を図り、その活用を促進します。	B
135	58	3 社会参加の促進	進2 就労の支援と雇用の促進	場⑦ 体験等のある子どもの職業	障害のある子どもが、将来、地域社会で生活するためには、早い段階で対人関係の基礎を身につけることや、仕事に対するイメージづくりを行うことが有効であることから、地域住民や企業、学校等の協力の下で、職場体験等の取組を促進します。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、職場体験学習の受入はありません。	中学部生徒の職場体験学習受入人数 H26：1人、H27：1人 H28：0人、H29：1人 H30：0人 R01：0人 R02：0人 R03：0人 高等部生徒の職場見学人数 H26：2クラス10名 H27：0人、H28：0人 H29：0人、H30：7人 R01：3人、R02：0人 R03：0人	特にありません。	将来の就労に対するイメージ作りや、就労に必要な基礎的知識習得の一助となるよう、今後も職場体験学習の受入を実施します。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
136	59	3 社会参加の促進	進3 スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進	① 障害者スポーツの振興	防府市障害者体育大会や防府市ふうせんバレーボール大会等の各種スポーツ大会について、誰もが参加しやすく、障害の有無にかかわらず楽しむことができる内容を検討し、障害に対する理解の促進・啓発と障害のある人の社会参加の促進を図ります。	防府市障害者体育大会では参加団体へのアンケートや関係機関との話し合いにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。 ふうせんバレーボール大会、障害者卓球大会も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されませんでした。	防府市障害者体育大会参加者数 H24：450人、H25：400人 H26：400人、H27：450人 H28：雨天中止、H29：450人 H30：400人、R01：410人 R02：中止 R03：中止	個人や団体に対して参加しやすい呼びかけ、周知を行い、参加者を増やすことが必要です。開催、中止の基準などは社会情勢やそれに伴う市内の状況によります。 新型コロナウイルス感染症の影響により、運動の機会や他団体との交流が減少しています。	体育大会の開催については、参加者の安全を優先し、柔軟に判断します。 障害に対する理解の促進・啓発と当事者の社会参加の促進、運動や交流の減少については、停滞することのないよう方法や内容を検討します。	C
137	59	3 社会参加の促進	活エ3 動イスのシボ進 ョンと文レク化ク芸術	興① 障害者スポーツの振興	山口県障害者スポーツ大会（キラリンピック）や全国障害者スポーツ大会参加選手への支援を行い、障害者スポーツの振興と競技人口の拡大を図るとともに、市民に対し障害者スポーツへの関心と理解を促すため、広報啓発を図ります。	個々の関心、適性等に応じてスポーツに取り組むことができる環境を整え、障害者スポーツの振興を図りましたが、県障害者スポーツ大会（キラリンピック）及び全国障害者スポーツ大会は中止となりました。	第17回大会（5月） 参加者81人 第17回大会（11月） 参加者43人 第18回大会（5月） 参加者43人 ※11月大会については開催されませんでした。 第19回大会（5月） 参加者89人 第20回大会（5月） 中止 第21回大会（5月） 中止	参加者が固定化され、若干減少傾向にあるため、参加者増に向けた周知が必要です。	事業者を通じサービス利用者に周知したり、ホームページ等を活用し障害者への更なる周知を図り、大会への関心を高め、参加者が増加するよう努めます。	C
138	59	3 社会参加の促進	進3 スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進	① 障害者スポーツの振興	誰もが参加できるスポーツイベントの開催や健康づくりメニューの提供、安全・快適に施設を利用してもらえるようソフト面での充実を図ります。また、障害に理解のある指導者やボランティアの育成を図ります。	令和4年3月に開催したニュースポーツ大会では、「ラダーゲッター」を実施し、障害の有無に関わらず参加できる大会を目指しました。 また、第52回防府読売マラソン大会では、視覚障害者の出場枠である「IPC（国際パラリンピック委員会）登録の部」を設けており、昨年に続き新型コロナウイルス感染症により多くの大会が中止となる中、「日本視覚障がい女子マラソン選手権大会」として開催し、多くの有力選手の参加を得ました。	読売マラソンの視覚障害者の参加数 H25：13人 H26：19人 H27：15人 H28：18人 H29：20人 H30：20人 R01：15人 R02：12人 R03：12人	スポーツ推進計画策定の際に実施した障害者アンケート調査の結果、大多数の障害者が「行いたいと思うができない」と回答していることから、スポーツをする機会の更なる充実が必要です。	引き続き施策の振興を図ります。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績（値）	課題等	今後の対応（施策等）	施策の達成度R3
139	60	3 社会参加の促進	化3 芸術活動の促進	の② 充レ 実ク リエ ーシ ョン ・文 化 芸 術 活 動	障害のある人や関係団体による文化芸術活動への支援を行うとともに、活動の発表の場として防府市障害者ふれあい芸術展を開催し、障害のある人となない人の交流の促進や障害のある人の文化芸術活動に対する市民への意識啓発を図ります。	コロナ禍の影響はありましたが、防府市障害者福祉団体連合会と防府市社会福祉事業団が防府市障害者ふれあい芸術展を開催しました。	出展作品数及び出展者数 H24：294点・267人 H25：263点・205人 H26：246点・219人 H27：325点・325人 H28：243点・224人 H29：224点・211人 H30：224点・211人 R01：227点・215人 R02：204点・206人 R03：265点・262人	創作活動発表の場として、毎年開催している防府市障害者ふれあい芸術展への出展者の人数や作品の増加を図ることが課題です。	各関係団体等への周知を図ります。	B
140	60	3 社会参加の促進	芸3 スポーツ活動の促進	充② 実レ ク リエ ーシ ョン ・文 化 芸 術 活 動 の	障害のある人やその家族が参加しやすいレクリエーションを実施し、多くの人と交流する機会を提供し、障害のある人の心の充実と相互理解を図ります。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでした。	レクリエーション参加者数 H24：115人、H25：99人 H26：133人、H27：110人 H28：136人、H29：120人 H30：103人、R01：106人 R02：中止 R03：中止	天候による参加者の体調を考慮する必要があります。 企画上団体行動となってしまう、障害特性も鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大の際には、本人だけでなく、家族の状況も確認する必要があります。	コロナ禍での開催や参加者増加に向けて実施内容を検討する必要があります。	C
141	60	3 社会参加の促進	術3 活動の促進	③ 施 設 整 備 や 運 営 へ の 配 慮	障害のある人のスポーツ・レクリエーションと文化芸術活動への参加を容易にするため、体育施設や文化施設等について、障害のある人に配慮した整備を推進します。	(スポーツ) 令和3年度に特筆すべき事項はありませんでした。 (文化) 令和3年度に特筆すべき事項はありませんでした。	(スポーツ) プール障害者利用者数 H26：152人、H27：204人 H28：246人、H29：238人 H30：250人、R01：317人 R02：新型コロナウイルス感染拡大防止のため 休館 R03：新型コロナウイルス感染拡大防止のため 休館 (文化) ソラール障害者利用者数 H23：789人、H24：612人 H25：906人、H26：811人 H27：1,037人、H28：1,205人 H29：1,112人、H30：1,278人 R01：1,196人、R02：362人 R03：500人 (文化) 山頭火ふるさと館障害者利用者数（介護者含む） H29：191人、H30：157人 ※R01年度からは無料。	(スポーツ) 近年建設した体育施設を除くと、障害者に配慮した施設整備が充分ではありません。 (文化) 築後20年を経過した施設においては、老朽化も進行しており、障害者に配慮した施設整備が充分ではありません。	(スポーツ) 障害者のスポーツニーズの高まりに対応するため、引き続き公共スポーツ施設のバリアフリー化に努めるとともに、利用の促進を図ります。 (文化) 障害者の利便性向上に資するよう計画的に施設整備を行い、バリアフリー化に努めます。	B

No.	第五次計画P	体系①	体系②	施策事項	施策の方向	R3年度の状況	実績(値)	課題等	今後の対応(施策等)	施策の達成度R3
142	60	3 社会参加の促進	進3 スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進	③ 施設整備や運営への配慮	<p>体育施設や文化施設等の利用料減免の優遇措置の周知や活用の促進を図ります。</p>	<p>(スポーツ) 令和3年度に特筆すべき事項はありませんでした。</p> <p>(文化) 令和3年度に特筆すべき事項はありませんでした。</p>	<p>(スポーツ) 社会福祉施設利用による減免件数(全体育施設) H24: 6件、H25: 13件 H26: 9件、H27: 21件 H28: 18件、H29: 22件 H30: 9件、R01: 11件 R02: 5件 R03: 4件</p> <p>(文化) ソラール利用の減免件数(介護者含む) H23: 1,380件、H24: 1,075件 H25: 1,622件、H26: 1,436件 H27: 1,850件、H28: 2,121件 H29: 1,922件、H30: 2,235件 R01: 2,088件、R02: 605件 R03: 906件</p> <p>(文化) 山頭火ふるさと館利用の減免件数(介護者含む) H29: 191件、H30: 157件 ※R01年度からは無料。</p>	<p>(スポーツ) これまでよりも多くの障害者がスポーツに関心を持てるように適切な案内や支援等の環境整備が今まで以上に必要です。</p> <p>(文化) 障害者への料金割引優遇措置の周知方法の検討が必要です。</p>	<p>(スポーツ) 減免対象者へのチラシ・案内表示等での周知方法について再度検討します。</p> <p>(文化) 企画展等のチラシ、ポスターをはじめ、多様な広報媒体を積極的に活用し、幅広い世代に広く周知する方法を検討します。</p>	B
143	60	3 社会参加の促進	活エ3 動 スのシボ 進 の進 ンツ・文 化ク リ 術	配③ 慮施 設整 備や 運営 への	<p>各種イベント等の運営においては「障害者差別解消法」の趣旨に則り、障害のある人に合理的な配慮の提供に努め、障害のある人が安心して参加できるように市全体で取組を進めます。</p>	<p>福祉関連のイベントや比較的大規模なイベント等に関しては、障害者に配慮した運営(手話通訳者や要約筆記者の設置等)が行われました。</p>	<p>携帯型ヒアリンググループ貸出件数 H29: 4件 H30: 3件 R01: 0件 R02: 3件 R03: 1件</p>	<p>イベント等によっては障害者等への配慮が行われていないことがあり、周知・啓発を効果的に進めていく手段・方法の検討が必要となっています。</p>	<p>障害者差別解消法の趣旨及び合理的配慮の必要性について、庁内外での周知・啓発を進め、より多くのイベント等で障害者に配慮した運営が行われるよう取り組みます。</p> <p>また、携帯型ヒアリンググループの貸出について引き続き周知を行います。</p>	B